

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成26年11月28日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 1名

- 13番 田中道治君

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者 職務代理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成26年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成26年11月28日(金) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

開会前にお知らせをいたします。執行部より、議案第89号、土地取得についてに関する土地調書について、一部差しかえの申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付をしておきました。

13番田中道治君より、欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、15番遠藤憲子君。

[15番遠藤憲子君登壇]

○15番(遠藤憲子君) それでは、改めまして、おはようございます。

日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

一般質問も3日目になりますと、内容が重なる部分が出てまいりますが、観点を変えた質問にと考えておりますが、よろしく願いいたします。

今回は、3項目について、それぞれお尋ねをいたします。

初めに、移送サービスについてです。

人にとって、外出するという事は、生きがいを持って日常生活を営んでいくためにも不可欠のものと考えます。支援を要する高齢者の方や障害のある方への外出支援は、これらの方々の介護予防や日常生活支援のためにとっても大切なものであると認識をしております。移送に対する支援は、介護保険の外出のための身体介護とは別に、公共交通機関のバリアフリー化、また福祉移送サービスなどにより総合的に進められるべきではないかと考えます。

初めに、移動支援（障害児・障害者）のことについての考えを伺いたいと思います。

2006年、平成18年の4月、障害のある人もない人も、ともに地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行されました。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度を初め、さまざまな問題点が指摘をされてまいりました。

その後、障害者制度の改革推進本部等におきまして検討会を踏まえ、障害児・障害者を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠に整理し直すとともに、難病を対象とするなど改正を行い、2013年、平成25年の4月に、障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行されてまいりました。

障害者の移動支援は、地域生活支援事業の中で市町村が行う事業として位置づけられています。サービスを利用したい利用者が申し込みをして利用することになりますが、移動支援事業の基本的な考え、そしてまたサービス利用の仕組み、利用者負担額についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 移動支援事業の基本的考えと利用者負担額についてお答えいたします。

障害者総合支援法では、全国共通の自立支援給付と、市町村を主体として実施する地域生活支援事業により、障害のある方の地域生活を支援しています。全国共通の自立支援給付として障害者の移動を支援するサービスには、医療機関へ通院する際の通院介助、視覚障害者が外出する際の同行援護、行動障害のある人が外出する際の行動援護等があります。

しかしながら、生活必需品の買い物や公共機関への用務等に係る移動に関しては自立支援給付の対象外となるため、市では地域生活支援事業として牛久市障害者等移動支援事業実施規則を定め、平成18年度より、障害者手帳をお持ちの方で公共交通機関を利用することができない障害者に対し、外出時の移動介護を給付し、社会参加を支援しております。

この事業は主に、日常の買い物に利用されておりますが、中には銀行や市役所の手続等にも利用されている方もおります。

この制度を利用するためには、あらかじめ市へ申請をしていただき、利用者証の発行を受けた上で利用いただきます。また、利用者の負担額は、1割負担となります。

今後も、地域生活支援事業の移動支援につきましては、現状を捉えながら推進してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから、サービスを利用するに当たっては、市の障害者等移動支援事業実施規則、こちらにうたってありました対象者、そしてまた事業の内容、利

用の申請、そしてまた利用機関、費用負担なども定められていることは存じております。

特に、この事業の内容の中で、生活必需品の買い物、公共機関への用務、レクリエーション等の社会参加の活動、その他必要な外出となっております。移動支援等のサービスを受けることで、社会参加の促進が図られた事例があるのかどうか、伺いたいと思います。

また、利用者は、利用時間を申請をし、サービスを利用しておりますが、今答弁の中でありました、基本的には100分の10、つまり1割負担と費用負担が定められております。費用負担に市の軽減などはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えします。

生活していく上で、生涯学習とかそういう講座にも利用していただいております。ですから、障害者の利便の向上に寄与していると思います。

それと、市の軽減ですけれども、1割負担以上の軽減はございません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 生涯学習のほうで参加をしたようなことがあるということですが、この辺の実態等は把握されているのかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 利用申請をいただく上で、利用内容、どういうことで利用されるのかをお聞きして、判断しております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、そういう利用者の利便性ということでやっているということですが、どういうところに実際に参加をしているということは、余りそちらのほうでは把握をされていないというふうに理解していいのでしょうか。

なぜ、このようなことを聞くかといいますと、やはり障害を持つ方でもいろいろと、生涯学習、自分のこれからの生活のいろいろなものにも参加をしたいという、これは当然のことだと思わうんですね。そういう中で、この中には細かくはうたってありません。レクリエーション、それから社会参加活動ということなので、実際にこれに該当すれば特に利用の制限はないと思いますが、やはりこういうところにも実際に多くの方たちの参加を市としても促していくべきではないかと思えます。

それとですね、こちらはこの中に該当するかどうか、ちょっときちっと確認をしてこなかったんですが、予算書の中で、大体予算が360万円の予算で、大体二百七、八十万というのが移動支援のほうの費用だったんですが、この金額からしますと、常に金額が、大体予算が一定ということは、この辺の拡大とかについては市としては応援をしていないのかどうか、その辺

をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 予算が一定ということでございますが、障害者連合会を通じて周知を図っていますけれども、一定の特定の方が利用されていることは事実でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の介護保険のほうに移りたいと思います。

介護保険給付のほうでの移送サービスについて伺います。

通院介助だけでなく、移送に対する支援というのは、介護保険におけます訪問介護、身体介護として、車の乗り降りや外出先での直接介護や見守りなどもあると考えますが、介護保険での移送サービスの考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 介護保険についての適用でお答えいたします。

介護保険制度上で認められている乗降介助は、「通院等のための乗車又は降車の介助」であり、乗車や降車、食事介助等も含めた身体介護中心型のサービスと通院等乗降介助のみのサービスがあり、「通院等」に含まれるのは、通院のほか選挙投票や日用必需品の買い物、生活費としての預金の払い戻しなどが該当いたします。

これらは、ケアマネジャーが作成したケアプランに位置づけ、サービス提供を受けるものであります。通院や生活介助と一体的にサービス提供され、介護保険へ請求及び給付を行っている状況であり、一月当たり約400名の方が訪問介護サービスを利用しております。

趣味や娯楽のための外出、冠婚葬祭、お墓参りなどは該当しないのが現状であります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、介護保険における移送サービスのことがありました。これは、厚生労働省が通達を出しています。「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」という通達が出ております。この中で、移送サービスというのは、自宅から病院、そしてまた自宅から官公署等に行くときには、そういう乗降介助の単位が決められております。

ただし、こういうのにつきましては、ヘルパーさんがみずからの運転する車両の乗車または降車の介助を行う場合、こういう場合にも算定をされるということになっているんですけども、非常にやはりですね、この介護保険を使つての移送サービスというのが、細かな取り決めがありまして、なかなか実態が把握をできていないというのが実情ではないかと思うんですが、その辺どの程度、ケアマネジャーさんを通じてのケアプランの中でこういうものが行われてい

るということなのですが、移送サービスの実態、どういうものがあるのか再度伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 介護保険適用者が、自分でケアマネジャーと相談をしまして、月の利用とかそういうのを計画を立てて利用していただくようになっておりますので、その利用形態に応じてケアプランを作成しております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に行きます。

次、サービスの利用者の現状と課題というところで、今、次長のほうからも利用者のことが少し話されましたが、介護のほうで、通院介助の現状、実態をどのように把握をしているのかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 介護保険のほうでは、保険給付がいろいろなメニューがありまして、その中の一つとして移動支援を実施しております。移動支援だけのサービスの件数とかは、ちょっと把握できません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、先ほどの問題では、介護保険での給付では移送サービスがどうかというふうに聞いたときには、ケアプランをつくって、その中で実際にいろいろとやっている。しかし、今、サービスの利用者の現状はどうなのかと聞きましたら、そういう一体のサービスなので把握はできていないというふうな御答弁だったんですが、先ほど実際に600人の方がやっているというふうなお答えもあったんですが、その辺についてはどのように現状を見ているのかどうか、再度伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほどもお答えしましたけれども、400名の方が訪問介護サービスを利用いただいています。それで、この方全員が移動サービスを受けているわけではございません。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、わかりました。

では、障害者のほうに、障害者の移動支援の現状はどうか。25年は実績出ていると思います。それから、26年でも途中までは把握をされていると思いますが、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者サービスについての実績をお答えします。

障害者等移動支援事業利用者実績でございますが、平成25年度におきましては、登録者

数が34名で、実利用者数は22名、年間利用回数は延べ1,001回で1,075時間でした。

また、本年度は、10月末現在で、登録者数が33名で、実利用者数が21名、利用回数は延べ611回です。また、時間は645時間となっております。

この障害者等移動支援事業では、平成25年度より利用対象者を拡大し、障害者手帳所持者に加え、障害者総合支援法で定める130疾病の難病患者の方について利用が可能になっております。

なお、利用者の多様なニーズに合わせた支援をするために、サービスを提供できる事業者の確保が課題となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 25年、まあ、26年はまだ途中なんですけど、大体同程度の利用者だと思います。それで、この辺ですね、やっぱり多くの方たちが実際に使いたいと思っていて、ここがなかなかふえないというのは、何か市として把握をされているのかどうか。対象者を今度は難病のほうまで、障害者手帳を持っている方、そういうふうに広げたにもかかわらず、やはり現在のこういう利用実態が伸びないというのは、市としての何か広報なり、そういうところの少し充実をさせるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほど申し上げましたように、難病のほうにも枠を広げまして利用を促進しているんですけども、なかなか伸びないのが実態です。

それと、この疾病、難病患者のことにつきましては、保健所もかかわっていますので、そちらのほうで広報もさせていただいておりますが、なかなか伸びないのが現状です。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、今の問題につきましては、やはり多くの方が、今回取り上げた中ではサービスを利用したくてもそういう利用がなかなかできないという方、そしてまたこういうことがあるということを知らないという方もまだいるというふうに聞いておりますので、その辺の広報については充実をさせていただきたいと思います。

そして、3番目の、利用者が障害者総合支援法や介護給付等で該当しないと言われたときの救済措置について伺います。

法律にのっとりまして利用するこのような制度、時には法律の範囲では対応できないことをあらわした事例がありました。普通の人ならば移動するという当たり前のことが、障害を持ったり、また高齢になって介護保険を利用しての移動、またはそれ以外の利用をしたくても、こういう制度から漏れて利用できない人をつくり出しています。

ある市民から、移送サービスについて、私どもに相談がありました。この方は、最近夫が亡くなり、ひとり暮らしの高齢者となりました。今までは夫がいましたので、病院までの通院、運転をして、病院内の介助もされていたそうです。この方は障害を持っており、難病の治療のために市内ではなく市外の病院に通院をしなくてはならないということです。市外であるために移送サービスの対象とならないと言います。あるタクシー会社に病院までの料金を聞いたところ、片道7,500円、往復で1万5,000円もかかると言います。そして、ほかのタクシー会社、介護を専門にしているNPO法人などにも聞いても、やはり高額な金額だと言っておりました。毎月でなくても、1カ月に他の科目の受診で二、三回通院する場合、料金もばか高になってしまいます。このような交通費が多くかかってしまえば、通院を減らすことも考えていると言います。市内で通える病院があればいいのですが、難病のためにやはりこの病院でないとほかの治療ができないと言います。

このような例は、この方一人だけでなく、例えば課税世帯なので利用ができない、こういうような対象から外れる人がいるというのも事実であります。該当しない場合は利用できませんが、担当課ではどのようなことで、こういうような困っている人に対応しているのか、また市として考えられます救済措置についてはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 移動支援事業のサービスに該当しない方への対応についてお答えいたします。

牛久市障害者等移動支援事業及び介護保険事業の通院等乗降介助は、日常生活に不可欠な外出をヘルパーが介護し、移動を支援する事業ですが、突発的な対応や該当要件等によってはサービスを提供できない場合があります。

このような場合には、民間の福祉タクシー事業所等を紹介するなど代替手段を御案内しています。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 市として、そういうような民間のタクシー会社等を紹介をしているということなんですが、結局この方はまだ、障害を持ってもお家の中では動けますので、電話であちこちのところを探し回って、いろいろと苦勞をしたと言っておりました。

結局、こういうことで利用したくても、障害を持っていても、しかも高齢者であって、難病であっても利用できないということが実際に起きているわけですね。しかも、市内ならば、介護保険でも市内の通院ならばオーケーということなんですが、そういうところでやはり市としても、このようなこと、当然ほかでも考えられると思いますので、ぜひこの辺について、救済措置ということでもありますのでお願いします。

そしてまた、移送サービス、高齢者、そしてまた介護保険以外にも若い世代、該当しない、介護保険給付等と言っているのです、その「等」のところの分でちょっと伺いますが、若年世代、つまりこういう世代について、こういうようなサービスの救済措置ということは考えられないのかどうか、その辺の考えを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほどからお答えしていますように、障害の手帳を持っている方、もしくは介護保険適用者、40歳以上で適用される方もおりますが、それ以下の該当しないという方については、今後の移動支援は課題だと認識しております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、2番目の質問に伺います。

デマンドタクシーの導入のことについてです。

昨日の同僚議員の質問にもありましたが、高齢者になり、運転免許証を返納するということが取り上げられておりました。しかし、自家用車にかわるものが整っているかという点、都内とは違っていて、大変交通手段に不便を感じているというのが多くの人たちの声であります。通院や買い物に出かけるのに、ほかの人に頼んだり、また公共交通である市内バス「かっぱ号」などを利用するにも時間がかかって、今までの車中心の生活とは違って気軽に出かけることが少なくなる、出かけることがなくなると言っております。

そのような中で、高齢者などが通院、買い物、市役所、公的などところの移動にタクシーを多くの方が利用していることがわかりました。最近に実際にあったことではありますが、少し認知症の方のお宅に、遠くの親戚が訪問することになっておりました。朝、親戚の方はこの方に、「きょう、行くからね」と連絡をしたときには、家にいると答えていたものの、その親戚の方がそのお宅までタクシーで向かって着いたときには、その方は家におりませんでした。親戚の方は、いつも私が相談に乗っていたことを思い出して、タクシーの中から連絡をしてまいりました。どこに行ったか、私も心当たりがなく困っていたところ、運転手さんがタクシー会社に連絡してくれたそうです。そして、そのタクシー会社が、「その方なら、今、市役所に1時間前に送っていった」、このように知らせてくれたとのことでした。どうしてそういうことがわかったかといいますと、この方がいつもタクシーを利用していたこと、それで発見する手がかりとなりました。そのことから、タクシー会社というのは、いつも利用者の情報を把握している、このことがわかりました。今後に生かすべきヒントが大いにあるのではないかと考えます。

今、車を持たない人とか高齢者移動負担の軽減、市内や市外の病院への通院などに対応するデマンドタクシー、今、ドア・ツー・ドア、デマンドとは要望ということですが、これが大きな移動手段として有効と考えます。ぜひ導入に向けまして、考えをお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） デマンドタクシーの導入についてお答えいたします。

デマンドタクシーなどのデマンド型移送サービスは、利用者から予約を受けまして、自宅から目的地まで、ドア・ツー・ドアで運行する公共交通のことを指しております。人口の集積が低く、定時・定路線型のバスの運行等が困難な地域でありますとか、バス停までの移動が困難である方、また車を利用できない方などのいわゆる交通弱者対策として、デマンド型の移送サービスを導入している自治体がふえてきております。

牛久市では、平成24年に策定した牛久市地域公共交通総合連携計画の施策の中で、デマンド型の地域主体の移送サービスの導入・支援制度を位置づけておりまして、小学校区を単位として地域の特性に合った移送サービスの内容や手法について、現在その検討を進めております。

今後は、先進事例等を参考にしながら、潜在的な需要の把握及び将来の需要予測を踏まえ、地域の実情に応じた形での持続可能なデマンド型移送サービスシステム自体を検討してまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、次長のほうからも、公共交通の連携計画のことがお話しになりました。現時点での牛久市の公共交通会議、できていると思いますが、進捗状況、そしてまた法律を後押しする国の補助制度などについてはどうか伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に関しまして、及び現時点での交通会議の進捗状況や国の補助制度についてお答えいたします。

本年5月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正されまして、持続可能な地域公共交通網の形成等が法の目的に追加されました。

牛久市地域公共交通会議では、同法令の改正を受け、現在、平成24年3月に策定いたしました牛久市地域公共交通総合連携計画に、コンパクトシティーの実現に向けたまちづくりとの連携ですとか、地域全体を見渡した面的な公共交通体系の再構築の内容を追加した基本計画となる地域公共交通網形成計画と、その実施計画となります地域公共交通再編実施計画の2本の計画を策定するべく、準備等を進めております。

今後は、同計画の策定に活用可能な国の補助金制度等によりまして調査研究を進めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、次長のほうからも御答弁がありました、国の補助制度。今、私ちょっと、最初に言うのを忘れちゃったんですけども、地域公共交通の活性化の再生法、こ

れが改正をされまして、ことしの5月、成立をしまして、11月の20日に施行されております。この活性化の再生法の中で、今、国でもですね、こういう公共交通、そしてまた交通弱者対策、そういうものについて今いろいろな、全国的にもこの問題というのが大きくなっていきます。各自治体でも、コミュニティーバスとか、今申し上げましたデマンドタクシー、こういうふうなことで取り組んでいる自治体が多いのですが、なかなかうまくそれが、連携が非常に難しいという現状も聞いております。そうした中で、やはりこの国が進めます再生法を利用してね、国の補助制度、そういうのを大いに活用して、広域的に進めていくというのも一つの方法ではないかと思えます。

特に、先ほどから申していますように、高齢者が運転免許証を返納すると、即、外出の機会が減ってしまいます。そういうこともやはり大きな問題となりますので、1市ではなかなか非常に難しいと思えますけれども、ほかの自治体と共同して広域的に取り組む、例えば一部事務組合のような、そういうようなものをつくって、牛久市だけではなくて、この近隣の市町村と一緒に取り組んでいく、広域的な取り組みというのも一つではないかと思えます。

それで、特に病院などへの通院も、こういう取り組みを進めていくことで、いろいろな法の中から落ちてしまう方が救済できるのではないかと思えますが、その辺について伺いたと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 広域的な取り組みにつきましては、日常の生活圏の考え方といたしまして、駅を中心とする中心拠点と各小学校区を単位といたしました地域生活圏を位置づけており、それらを結ぶ交通手段を、牛久市の公共交通の連携のイメージとして捉えております。

しかし、おっしゃるような市外の病院などへの需要に関しましては、日常の生活圏が牛久駅等の中心市街地ではなく、龍ヶ崎市や阿見町とのつながりが強い奥野地区等のお話でございますが、NPO法人サンライズが運行している過疎地有償運送におきまして、地元より強い要望のあった市外への乗り入れについて、交通会議内で協議・検討を重ねて、その結果、本年8月より、龍ヶ崎市及び阿見町の総合病院までの乗り入れが可能となっております、運行範囲を拡大して運営している状況でございます。

奥野地区以外の地域につきましては、まずは市内の公共交通網の構築を最優先に実施してまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、奥野地区については、市外のことも少し拡大をされたという答弁がありました。市内は、やはり奥野地区だけでなく、この市内でも当然、やはりこれから車

を持たない人がふえてくれば、当然こういうようなことは早かれ遅かれ出てまいります。デマンドタクシーというのは、やはり今の牛久市の公共交通の中の一つの施策ではありますが、そういうことも先駆的にですね、初めに少し整備を必要ではないかというふうに考えます。

それで、移送サービス全体として、高齢者、障害者、それ以外の方たちも、通院、買い物だけでなく、お出かけ支援というんですか、どこかに出かけるための支援ですね、そういうものも当然考えられると思います。

そして、これは都内の話なんですけど、タクシーを利用する一つとして、この交通弱者の中に妊婦というのがあります。この活性化法の中で、地域住民の移動手段の確保の中に、運転のできない学生、生徒、高齢者、障害者、妊婦等の交通手段の確保という項目がありますが、こういことで、都内では妊婦の方がタクシーの会社に登録をしておいて、出産に近くなってきたにはすぐ駆けつけてくれるという、こういうようなことでいろいろな事例が全国的にも出ておりますので、ぜひ、まあ、なかなか会議、会議で実態が進まないというのが非常に多くの方たちが思っているところなんですけど、そういうところでぜひ、この問題を早く進めていただきたいと思います。

そして、国の補助制度ですね、この資料の中にもたくさん出ています。地域公共交通確保維持改善事業として、いろいろな26年度の事業一覧が載っております。当然、担当課でも御存じだと思いますが、こういう中で、会議の中でも、ぜひこの辺の促進を図っていただきたいと思いますが、この辺の考えを伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

交通手段の確保自体が、介護予防等につながるのではないかというような御質問でございましたが、牛久市の地域公共交通総合連携計画において、デマンド型交通の本来の目的と申しますのは介護予防ではなく、また対象者も高齢者に限定したものではありません。要するに、一般的な健常者、通常のストランディションということを前提にしておりますので、あくまでも利用者のジャンルについては、グレーなどところがあるのは当然でございます。

しかし、そのような状況を踏まえまして、国土交通省が平成26年8月に作成しました「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」ということで、従来のインフラ整備ということを概念に、新しく福祉であるとか、介護であるとか、そういった要素も踏まえて考え直すというような方針が打ち出された結果、公共交通の利用環境を高めること自体も当然、高齢者の方の外出率を高めて、元気な老人がふえるんじゃないかというようなことになっておりますので、デマンド型交通を導入することによりまして、お出かけのチャンスがふえれば、そういった形で健康促進にも有効であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、利用対象者について、今の現状の決め事に当てはまらないグレーのゾーンに位置する方等々ほかいろいろなケースが想定されますが、そういった方々の状況なりをしっかりと踏まえた上で、個別にいろいろなものを議論していくということを前提にして、今後は健康・福祉部局とのより一層の連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今後の検討課題ということになるとと思いますが、今、国のほうでも、このようにいろいろな事業を立ち上げておられて、今がやはり地域からこういういろいろな問題を出していくいいチャンスだと思いますね。

そして、この中で、役割としても、今、次長がおっしゃっていましたが交通手段の確保だけじゃなくて、コンパクトシティの実現やまちのにぎわいの創出、健康増進、人の交流の活発化ということ、これは牛久市のまちづくりにも当然かかわってまいりますので、ぜひこの辺についての進めをお願いしたいと思います。

まちづくりと一体となった公共交通の再編ということで、これは一つの例として出ています。こういうふうには、実際に必要としている人、高齢者、障害者以外に、一般の方々たちも非常に、こういう問題については大いに興味を持っていますので、ぜひ実現の方向に向けて進めていただきたいと思いますが、その検討のスケジュールみたいなものは出ているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今後は、先ほども申しましたけれども、基本計画及び実施計画等々を作成しながら、今のような現状を踏まえて、今後の姿も、あるべき姿を念頭に置きつつ、計画に盛り込んでいくつもりでございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そういうふうには、具体的に言ってくださらないと、非常にわからないんですね。基本計画、実施計画、今後やっていくということなんですが、今、24年の3月に連携計画があったということは存じておりますが、それ以外については非常にやっぱり具体的に出ておりませんので、その辺のスケジュールについて伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

先ほど申しました、基本計画でございます地域公共交通網形成計画と、実施計画となります地域公共交通再編実施計画の2本の計画につきまして、検討を進めて、来年度中に立案するという予定で作業を進めてまいります。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、来年中に、こういう問題について少し具体的に進むということのお答えでいいのかどうか、その辺は確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） そのとおりでございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、3番目の質問に進めます。

この問題につきましては、介護保険の問題につきましては、過去にも質問をしております。来年4月から、介護保険の第6期の計画が進みます。その中で、やはり今度の大きな制度改革の中で、要支援1、2の利用者の訪問・通所サービスに対する考えについて伺います。

国が進めます新総合事業では、現在の専門的サービスと、ボランティアなどの多様なサービスに分かれてまいります。責任が大きく、誰が負うのかということがなっております。今まで介護保険料を納め、介護を受けるときには認定を受けて、要支援1、2となった方たちに、その中には認知症の方が含まれております。対応などは専門的なサービスが必要とされるのは当然であります。ボランティアなどの支援で本当に対応がとれるのかどうか。

新制度のもとでは、要支援者等は要支援状態からの自立を目指すとしております。先行実施をしています自治体では、ヘルパーの利用をやめて、ボランティアサービスに切りかえるよう行政から迫られている、要介護認定を更新しないよう指示されているとか、要介護サービスから自立し、助ける側に回るよう圧力をかけられるなど、このような事態が起こっていると言われております。このような状況は好ましくありませんが、サービスを削減するためには起こり得ることだと考えます。

このようなことのもし起こった場合の把握はどこでされるのか、そして要支援1、2利用者の訪問・通所サービスに対する考えを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今回の制度改革では、身体介護や生活援助、機能訓練など、現行の訪問介護及び通所介護サービスも継続して行いながら、ボランティアなどによるサービスの提供を創設して、平成29年度には全ての保険者で実施するよう、国からガイドラインが示されているところでございます。

牛久市でも、シルバー人材センターを活用した買い物や調理、掃除などの生活支援を訪問型サービス、地区社協によるサロンの開設を通所型サービスと位置づけ、高齢者を地域で支え合い、サービスを利用しながら地域住民がつながり合う、新しい総合事業の実施を目指して調整しているところでございます。このことにより、毎年伸びを示す介護給付費の抑制にもつなげていきたいと考えております。

実施に当たりましては、牛久市から補助を行い、個人情報の保護等最低限の基準を設け、茶話会、レクリエーション、うしくかっぱつ体操、シルバーリハビリ体操などを組み合わせたサロン運営等を行っていただけるように調整しているところです。

また、質問にありました、誰が責任を持つかということでございますけれども、総合事業では、先ほど申しましたように、専門的なサービスに加えて多様なサービスの提供が行われ、要支援者等がその方の状態に合ったふさわしいサービスを選択できることが重要でありますので、その総合事業が効果的かつ効率的に実施できるように、市として事業を組み立てていくということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、この、もし最終的な責任は誰がとというのは、市がということに御答弁がりましたが、その辺をいいのかどうか確認をしたいと思います。

そして、多様なサービス利用ということでは、専門的なサービス、もちろんこれはいろいろな資格を持った方がやられるんだと思います。そしてまたボランティア。介護報酬にも差が出てくるのではないのでしょうか。市が調整をするという、そしてまた単価は現状と同じだという昨日の同僚議員への答弁でしたけれども、今回、この問題については緩和をされ、上限が決められるということになりますと、おのずとサービスの内容や報酬にも影響してくるのではないのでしょうか。

そしてまた、サービスの担い手をNPO、そしてまたシルバー人材センター、またボランティアセンターなども入ると思います。そしてまた、地区社協、社会福祉協議会など、地域で今まで高齢者の暮らしを多様に支えてきた方たちが保険給付の肩がわりをする、こういうことはすべきではないと思います。

地域での見守り活動、そしてまた配食サービスなど、いろいろな活動は地域の人が担ってまいりました。こういう活動を充実をさせていくことが、高齢者の暮らしを支えることにつながるのではないのでしょうか。それは、今でも実施されていることです。介護保険の根幹にかかわることですので、再度この問題について伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今後のこの総合事業の実施につきましては、これまで専門的なサービス、ヘルパーさんを通して受けてきたサービスに加えまして、その方の状況に合った適切なサービスをこれは提供するというので、その内容の充実というのは市が主体となって確保するというのは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

また、その責任ですね、もし事故があったとかの責任につきましては、例えば地区社協が行うサロン運営等に関しましては、市民災害補償制度の対象とはなりますが、そういう事故が起

きないように、事前の防止策というのをしっかりと体制を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、今の御答弁の中で、29年、来年当初からではなく、自治体の状況に応じて3年以内に完了するという日程になっております。具体的に決定していること、先ほども少し出ておりましたが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

29年度までに移行する計画でございますが、既存の事業者につきましては、今度の新しい緩和されたサービスをしていただく場合には、みなし指定といたしまして、今現状、事業認可を受けている事業者につきましては、そのまま認可という形でサービスを、緩和したサービスの提供をしていただけるような仕組みになります。

また、先ほど申しましたいろいろなサロン活動、地区社協によるサロン活動でありますとか、シルバー人材センターを活用したサービスにつきましては、今後、今、国からいろいろな基準が示されておりますが、それに基づきまして市で条例を作成しまして、その上の基準、また標準的な単価ですね、そういったものを今これから、介護保険の運営協議会などでも議論していただきながら作成しまして、年明け、来年の定例会で議案として御審議いただくこととなります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、地区社協でサロンというお話もありましたが、具体的に、今各地域で開かれているサロンとの違いですね。また、地区社協がもう既にサロンということは、もうどこかされるということが決まっているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今現在行われているサロンとの違いということでございますが、これは介護予防を目的としたものになりますので、先ほども少し触れましたけれども、かっぱつ体操であるとかシルバーリハビリ体操なども組み合わせて、その介護予防効果があるような、そういう運営をしていくということで今考えております。

具体的なものというのは、まだ決まっておられませんけれども、地区社協で準備できたところから実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、地区社協、今、各小学校区に8つありますが、こう

いうところで準備をできたところというふうなお答えがありましたけれども、地区社協にそうしますと、そういうような担い手を考えているということですね。

それで、実際に、そういうことで地区社協が対応がとれるのかどうか。今、地区社協というのは、それぞれの地域の特性に応じて、買い物支援とか、それから見守りとか、そういうものを行っている聞いておりますが、そういうところまで責任をですね、責任のことを、非常にやっぱり問題があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今の御質問ですけれども、全て地区社協に運営をお願いするということではございません。社会福祉協議会もそのなかにかかわってまいりますし、あと、きのう、須藤議員の御質問にもお答えしましたが、生活支援コーディネーターというものを今後設置、設置といたしますか、任用していくような形になります。これは、そういうサービスのマッチングですとか、あと地域の資源の開発とか、いろいろな担っていただける方になりますので、そういった方がそういうサービスのいろいろな調整なども行っていただけるような形で考えております。これは、ちょっとすぐには難しいかと思うんですけれども、これも準備を進めていきたいということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、もう来年の4月から、すぐにはスタートしないというふうに国のほうでも言っていますけれども、非常に今の介護保険サービス、介護保険制度の中からこういうようなことが変わってしまうということは、非常にやっぱり問題だと思います。来年また、介護運協、そしてまた定例会のところで出てくると思いますので、その辺については詰めていきたいと思います。

次に、介護保険制度の中で、今、国が言っているのが、特別養護老人ホームの入所要件を要介護3以上にするというふうな考えです。実質的には、原則、こういうふうな介護3以上でない入所ができないということでは、要介護1、2でも市町村の適切な関与で特例入所も認められるとしていますが、市の考えはどうか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 特別養護老人ホームの入所についての御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所に関しましては、要介護認定者の入所申し込みは、これは従来どおりでございますが、要介護1、2の被保険者につきましては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、入所判定の対象となります。

その判断は、施設と保険者との間で情報を共有して、施設が実施する入所判定委員会の中で、介護の必要の程度や家族の状況などが議論された上で最終的に決定することとされておりますので、牛久市としても適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の特別養護老人ホームの入所対象が要介護3以上になるということ、実質的にはこういうふうな利用が多くなると思います。それで、単身の認知症の高齢者など、一部には在宅では生活が困難な高齢者がいることも事実であります。要介護2以下の在宅生活の困難者の居場所の確保、認知症であればグループホームなどがあるんですが、一般論として、施設ではない高齢者の住まいの確保が求められてくると思います。

その一つの選択肢として、サービス付きの高齢者住宅、高齢者向けの住宅もありますが、利用者の負担のこともありまして、それが全ての解決にはならないと思います。保険者によります在宅での生活継続の仕組みづくり、さらに在宅でのみとりも視野に入れた対応が今後求められてくると思います。

特別養護老人ホーム、今、法律のほうでも全てではなく、市町村のほうで認められた場合には特例的に入所を認めるとしておりますので、この辺についてはぜひ、この制度に沿ってやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

介護報酬の改定が行われます。今回は、6%以上の引き下げが言われております。介護報酬、事業者を支払われます介護サービスの公定価格で、3年に一度のペースで見直されております。今回は、2006年以降の9年ぶりの改定となります。

引き下げることで、必要なサービスが利用者に行くのかどうか、それが大変心配をされております。特に、特別養護老人ホーム、これが赤字になれば人件費が圧縮をされることになり、低所得者の入所者が行き場を失うことにもなりかねません。生活困窮者への影響が大変心配されておりますが、介護報酬引き下げの影響について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護報酬引き下げについてお答えいたします。

介護報酬の引き下げにつきましては、来年度の介護報酬改定をめぐり、国で議論がされているところです。

特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人は、原則非課税などの優遇措置で、多額の内部留保があることが財務省の調査によって明らかになっておりまして、国・県市の公費負担や保険料が原資の内部留保を、介護保険特別会計の地域支援事業などに限定して活用することなども検討されております。

特別養護老人ホームなどの介護事業所の収支差率、これは収入と支出の差ということですが、これが8%を超えておりまして、在宅サービスと比較しても突出していることから、財務省が一般の中小企業並みの収支差率となるよう、6%程度の報酬引き下げを求めているところでございます。

今後も国の動向を注視して、対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、特別養護老人ホーム、収支のあれが8%を超えているということなんですが、特別養護老人ホームというのは、非常にやはり困難な事例の方たちがたくさん入所しています。特に人件費の問題が、このマンパワーと言われている中で人件費が圧縮される、この6%引き下げというのは大変大きな、事業所にとっても大きな負担、負担というか、今まであったのが6%も下がるわけですから、非常にやっぱり人件費に影響が出るのは想定をされます。

そうしますと、当然、低所得者の方が入所できなくなる可能性、これは大変多いと思います。収入に余裕のある方ならば、別に特養ではなくともいろいろな施設に入所できる条件はありますが、特別養護老人ホームというのは年金で、国民年金で入れる、そういうように皆さん考えていらっしゃる方が多い中で、ますます特養の待機者がふえていくということになるんじゃないかと思います。

全国では52万人とも、非常に多くの方がこの特養の待機者となっている中で、牛久市でもこのような状況が生まれるのではないかということ、今でも特養の待機者が、前にお聞きしたときは200人を超えていると思いましたが、その辺の特養の待機者の状況、そしてまた、こういう生活が困窮者の影響、その辺について、今後こういうような問題が発生した場合には、市としての対応はどうかを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

まず、御心配、今の御質問の中で、介護職員の給与も引き下げになってしまうのではないかということに関しましてですが、今の介護保険の見直しの中で、介護職員の処遇改善につきましてはこれまでも取り組まれてきたところですが、いまだにまだ一般的な報酬よりも低いということで、厚生労働省としては、来年度の報酬見直しの中で月額1万円程度の報酬の上乗せというのが提案されているところです。

それと、先ほどの内部留保の問題で、6%程度というのは、今のところまだこれは決定ではありませんで、検討されているところなんですが、内部留保というのは、職員の給与の支払いに充てるものや施設の修繕や建てかえるための費用などさまざまなものがあります。これは、

いまだ明確な規定はありませんので、今の状況をもって6%の削減になるかというのは、まだまだ不確定な部分がございます。

それと、特別養護老人ホームの現在の待機者ということでございますが、これは本年の10月1日現在で239名の方が待機されておりまして、そのうち在宅の方は90名ということで把握してございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 時間が少なくなってまいりましたので、最後の質問に行きます。

第6期の介護保険事業計画についてです。

来年1月の介護運営協議会での答申を受けての計画というのは、承知をしております。ここまで介護保険制度が、見直しというか改悪ですね、そういうものがされると、介護保険を導入した当初の精神、介護を社会で担うとした本来の介護保険制度の役割が、こんなに大きく変わってしまうのではないかと。高齢社会を受けてのということでありまして、もっとやり方があるのではないかと。その辺について、介護保険の役割について、どういうふうにか考えるのか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

このたびの第6期の介護保険事業計画、さまざまな制度改正が行われるわけでございますが、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みという、介護保険が担うという、そういう基本的な指針というのは、これは制度創設以来変わっておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今回の改正の3つの大きな点があると思います。

1つは、要支援の1、2を介護保険から外して、地域支援事業に再編成をすること。そしてまた2つ目には、個別のサービスでは通所介護の機能の改革、特に定員10人以下の小規模については地域密着型サービスに移行させ、新たな事業所の開設については保険者の管理下に置くということ。そして3つ目には、先ほど言いました、特養の対象者を原則要介護3以上にすること。これらの改正を実施すれば、高齢者の生活、そしてまた医療などにも大きな影響が出てくると。牛久市、そしてまた行政の考え方が問われることとなります。市町村の取り組みの姿勢、格差となってあらわれてくることが予想されます。

答弁の中でもありましたが、新規事業として生活支援サービスコーディネーター、このような配置がされるとありました。そしてまた、今までの家事援助、それがシルバーにかわったり、そしてまたさまざまな、今までの担い手ではない方たちが、この介護保険、地域支援事業の中に参加をしております。多くの有償家事援助サービス、そしてまたボランティアの方たちは、

以前は介護保険の創設によって法人格を取得をし、そして介護保険の事業者となってまいりました。その、また先祖返りの必要性が出てきております。

介護予防の重要性からも、リハビリの重要性を言われておりました。地域包括ケアシステムの構築、これが大きなポイントとなります。しかし、住民のボランティア、そしてまた地域包括支援センターの機能強化、ケアマネジャーのスキルアップ、これがやはり当面の課題ではないでしょうか。市のトップの考え方が問われることとなりますので、この辺について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

このたびの制度改正というのは、2025年までを捉えて、中長期的な視点に立った大きな改正でございます。市の役割というのも、その中で当然大きくなってまいりまして、要支援者の方が多様なサービス、自分に合ったサービスを選んでいただけるような提供体制を整えていくというのが一番大きなテーマであると認識しております。

そのようなことから、市としても、今回の改正では29年度までに全ての市町村で実施するというところでございますが、27年度、これは段階的になりますけれども、開始していきたいということで今から準備を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） これは要望になるので、答弁のほうは結構でございますが、やはりこれからの高齢社会、今、2025年、団塊世代が後期高齢者になる時代を見据えての介護保険のこういう大きな、介護だけじゃありません、医療のほうも大きく変わろうとしています。

こういう中で、一番多い年代がいつでも自分たちが利用できるようになると、さまざまなサービスの削減などが今までも行われてまいりました。今まで利用していたものが使えなくなる、そして介護保険の中から、今度は地域支援事業ということで介護保険サービスではないものに変っていくという。国の制度であるから、市町村はそれに沿ってやるのだというお考えだと思いますが、牛久市で、やはり介護保険は牛久市が運営していくものでありますので、そういう谷間から外れる人ないように、ぜひこの辺については、高齢者の生活、そしてまた介護を必要としている人たちの生活を支えるという立場で政策に当たっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみでございます。

一般質問を進めてまいります。今回は3点の質問となります。

1点目、教育環境と不登校問題について、2点目、子供の貧困問題について、3点目は6号バイパスの進捗状況等についてです。

まず、1点目、教育環境と不登校について。

教育環境については、2つの角度から質問をいたします。

最初に、先日、現場の状況がよくわからない財務省が、財政面からだけで判断をしたのでしょうか、公立小学校1年生の35人学級、学級編成基準をやめて、2015年から40人学級に戻せと、財政制度審議会でもとんでもない報告をしました。35人学級は、私どもも少人数学級を推進する立場でこれまでも議会で取り上げてきましたので、大変驚いているところです。

子供たちに行き届いた教育をするためには、小学1、2年生の35人学級は最低条件であり、むしろ拡大をしなければならないと考えますが、現場の状況について、牛久市における子供たちの学級編成基準を通した教育環境について、教育委員会としてはどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） 教育環境ですが、文科省の補助により小学校1年生、2年生は35人学級、それから3年生、4年生、5年生、6年生、中学校1年生までは県の補助により35人学級、中学2年生と3年生は40人学級となっております。そこに牛久市は、スクールアシスタントやさまざまな人材を入れながら、少人数に対応できるような対応をしております。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、不登校問題について伺います。

最近5年間、不登校、いわゆる30日以上長期欠席が減少傾向にあったということなんですけれども、2013年ですか、それは6年ぶりに増加して約12万人と、文科省の調査結果として報道されています。小学校が2万人、前年度比3,000人の増加、中学校は9万人を超えて、前年度より4,000人の増加となっている状況と聞いていますが、特に中学校が増加傾向にあるということで、学校にいる間に教師が気づいて、対応できることが必要だけれども、人員削減などで現場の対応ができないのではないかと専門家が指摘をしているところです。

そこで、なぜ全国的に不登校がふえたのか、牛久の現場から見てどのような見解をお持ちなのか、そして牛久での現状と要因等についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 全国的になぜふえたかということに関しては、ちょっと分析資料がないので、判断に迷うところがあります。

牛久市の不登校の現状についてですが、これは平成25年度の県の社会生活統計調査指標によると、牛久市の不登校児童生徒数の出現率は、県内の同規模の市町村に比べて割合が高い傾向にあります。過去のデータを見ましても、不登校の出現率は23年度が1.59%、24年度が1.47%、25年度は1.42%と少しずつよくなっていますが、他市町村と比べると高い状況です。

不登校の症状を示すきっかけは体調不良ですが、この体調不良を引き起こす原因は、生活の乱れであったり、ゲーム依存であったり、学習についていけないことであったり、友達関係のトラブルであったり、先生とのトラブルであったりします。家庭環境の改善まで手が届かず、生活環境の乱れがそのままになってしまっている例もあります。

学習に関しては、一方的な教師の教え込みの授業そのものが、児童生徒が授業を理解できない原因になってしまっている、そしてわからなくて、きちんと聞けなくなると教師が叱るといった悪循環もありました。

また、思春期の子供たちは、人間関係のトラブルが多く、一度トラブルが発生すると、その回復が長い時間がかかると。学校の全ての教育活動を通して、人間関係づくりが必要と考えています。

これまでは、こうした現状に各学校や教育委員会で個別の対応をしてきたんですが、十分な効果が得られないこともあり、見直しを進めているという現状です。

○16番（鈴木かずみ君） それでは、ちょっと具体的な数字をお伺いしたいのですが、小中学校全生徒数のうち、不登校の生徒数が何人なのか、そして特に中学校が増加傾向にあるということですので、中学校の各学校の不登校の生徒数はそれぞれ何名となっているのか、また小学校についてもわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） それは、学校ごとの数字でしょうか。全体でよろしいでしょうか。一中何人、二中何人というのではなくて、全体でよろしいでしょうか。（「いや、個別をお願いします」の声あり）個別ですか。（「全体と個別と両方お願いします」の声あり）全体は今わかるのですが、県の統計調査にあるのは平成24年度のもんですが、これは小学校が33人、中学校が62人になっています。25年度は、今、調査の途中ですので、小中合わせて93人と

というような状況です。

過去にさかのぼって学校ごとのデータということになりますと、後で提示したいと思います。

○16番（鈴木かずみ君） 具体的な数値については、後で結構ですので、お示しいただきたいと思います。

そうした中で、牛久市独自の対策についてはどのようにされているかということなのですが、学校の取り組みについて、まず伺いたいと思います。

不登校の子供さんたちは、もうその原因については、本当にさまざまであると思われます。友達関係でありましたり、家庭の環境でありましたり、先ほどもおっしゃられたような生活の乱れ等々につながっていく、いろいろな問題が複雑にあるのではないかというふうに思われますが、これをクラス担任一人の方の力で解決するということは、大変難しい問題と考えます。しかも、こうしたことについては、子供の様子を日ごろから丁寧に見ていて、変化があればそれを読み取って、早期に対応しなければ、深刻さがどんどん膨らんでいくという関係ではないかと思えます。

そして、何より子供に寄り添う力が求められているということと、先生方同士が担任任せではなくて、力を寄せ合って解決しなければならないというふうに考えますが、その点でどのように対策が実施されているのか伺います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の取り組みですが、まず、毎時間の授業の教師の一方的な授業を変えて、課題解決の授業に転換していこうとしています。

そして、全ての児童生徒がその課題を解決するために、ペアになったりグループになったりしながらお互いに学ぶということで、学習内容の理解が進むだけでなく、よりよい人間関係もつくっていこうと考えています。これが学び合いの導入でした。

グループになったら、一人の仲間も見捨てないで、どんなことがあっても一人にしないといった環境の中で9年間学び続けることによって、不登校の減少を図るばかりでなく、豊かな市民の育成につなげていければと考えています。

また、学び合いを通して人間関係のよくなった先生たちが、チームとして早期発見・早期対応に取り組んでいくようにしています。担任一人に任せず、ケース会議を通して組織的に取り組み、児童生徒・保護者の不安な心情に寄り添うような対応を心がけ、児童福祉課等の関係機関との連携も含めて、不登校児童生徒数の減少に努めています。

特に今年度からは、市内の全ての子供たちに、学級の生活満足アンケートというのをやっておりまして、「あなたは今の学級で満足していますか」「あなたは今の学級でみんなに認められていますか」「あなたは今の学級でありのままの自分でいられますか」というようなアンケー

トを全校生徒にかけています。そこで、「学級の居心地が悪い」とか「友達とあんまり人間関係がうまくいっていない」という言葉が出たときに、今までは担任が残ってちょっと面談するというような状況だったんですが、今はそういう子を授業の中で友達につなぐと、そういうことも、友達同士の学び合いでつないでいって、その子の自己肯定感を高めるというような方向で進んでいます。以上です。

○16番（鈴木かずみ君） 確かに、牛久市は学び合いの教育ということで、私たちも見せさせていただいたりして、やっていたわけですがけれども、このようにいろいろ現場で頑張っている、どうして県内で高いほうの不登校になってしまうのかというのがよく理解できないんですけれども、その辺についてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今の学び合いということではありますが、本格的に始めたのが平成25年からであります。そして、先生方、毎年数十人単位で異動し、校長先生も3年で外へ出ていき、新しい先生が来るということがありますので、本当に全部の学校、全部の先生方に浸透するまでには、同じことを繰り返し繰り返し、何年もやらなければならないのかなというのが一つと、今回改めて、ここ数年来ずっと不登校が多いものですから、その子供たち一人一人を全部洗い出して、分析してみました。

その結果、一つの大きな原因として、後でも述べようと思っておるんですが、軽度発達障害というか、そういう子供たちのフォローが十分ではなくて、人間関係のトラブルとか学習のつまづきがあったんだなというのをわかるようになってきて、今対応しようかなと思っているところですよ。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、一般的な不登校ということよりも、牛久市の場合には軽度発達障害のお子さんが多かったということで不登校が多いということに今聞かえたんですが、そういうことでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） きぼうの広場の職員が、つまづいている子、不登校気味の子を、学校を回っているんですが、その中で多くの子供たちが発達検査というのをしております。相手の気持ちがあまく読めないとか、学習の一部分に遅れがあるということで、発達検査をしてみようかというようなことをしておりますので、疑いもあるのではないかとということが一つあります。

また、大きな原因として、不登校はある学校に偏る傾向があるんです。その偏った学校の傾向を見ると、例えば朝食の摂取率がよくないとかというようなこととの関係も出てきましたので、家庭を巻き込んで生活の改善等も必要かなというようなことも考えております。

○16番（鈴木かずみ君） 今のお話の中でも、ある面、見えてきたと思うんですが、家庭との連携、かかわりということは、非常に大きな問題であるというふうにも思われます。やはり親世代もいろいろな変化をしてきているということで、親のあり方、そして学校の対応ということが適切に行われているのか、その家庭との連携、かかわりについてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今までもそうですが、小さなつまずき等があると先生方が残って、保護者が帰ってくるのを待って家庭訪問をしたり、連携をしたりはしていますが、全てがうまくいっているわけではない状況もあります。なかなか御理解が得られなくて、深く入っていけないとか、家庭の方針はこういう方針なので変えられないとかということで、学校と家庭が全てが全てうまくいっているという状況ではないので、児童福祉課等と連携をとりながらバックアップしているというような状況であります。

○16番（鈴木かずみ君） 確かに、テレビなどで見ていて、いろいろな実態が報道されている中で、家庭に入り込むことすらできないというような非常に厳しい状況も全国多々あるというふうに認識をしているところですが、その辺で、その家庭との連携、かかわりということ。

それから、すごく大事な問題だと思いますが、また先ほど来お話がありましたきぼうの広場の役割と早期対応の必要性ということなんですが、不登校になって学校に行けなくなった児童生徒が、きぼうの広場を通して自分らしさを取り戻して、やがて学校に行くまでに回復できるケースもあると聞いておりますけれども、なかなかそれも難しい事例も多々あると聞いております。

きぼうの広場の役割も非常に大切に、なくてはならない居場所であると思っておりますが、ここにつながる前に、学校にいる段階で早期対応がどれだけできるかということが1つの大きなポイントではないかと思っております。きぼうの広場の役割と早期対応の必要性について伺います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） きぼうの広場も、今は学校にかなり行くようになりまして、学校に職員が行くようになりまして、以前はきぼうの広場だけにいたんですが、学校をかなり回って、つながるようになっていきます。そこで、学校にきぼうの広場の職員がいて、その部屋でとまって、教室へ復帰するというパターンもあります。きぼうの広場に来て、復帰するというパターンもありますが、なかなか、きぼうの広場に来るようになってくると復帰は長引いてしまうというのが現状です。

ですので、先ほどの早期発見・早期対応というところに限りますと、さっきも言いましたように、子供たちが学級生活が満足しているかどうかというアンケート、それからきぼうの広場のスタッフが行ってみとり、それから今までは一方的な授業だったんですが、今は学び合いと

いう授業をやっているの、先生は比較的自由に動けるような形になっていますので、先生が授業中に表情の悪い子をみとる、そういうのでみとりながら早期発見をしているという状況です。

それで、この早期発見をした子供たちをどう対応するかということで、一番はやっぱり人間関係のつまずきがあったり、DVがあったり、虐待があったり、さまざまな親の離婚とかで心に傷を負った子供たちがたくさんいるものですから、その子供たちを日常的に癒してやるために、授業を一方的な講義式から、子供たち同士が常に学び合って語り合うような授業にして、その中で子供たちが癒していけないかなということで進めているので、この学び合いの授業が最も進んでいる学校は、極端に不登校がやっぱり減ってきているというような状況もあります。そういうところで、早期発見・早期対応というような形で進めている現状です。

○16番（鈴木かずみ君） 非常にデリケートであって、難しい問題だと思いますが、こんなにも今の、社会的な背景もいろいろあると思いますが、子供たちの置かれている立場、非常に厳しいものがあるので、ぜひそのところは頑張ってくださいと思います。

そして、さらにもう一つの側面から見ますと、やはり先生方がじっくり子供たちを見るのが本当にできているかということが、やっぱり35人学級の問題ではありませんけれども、なかなかそれも難しい部分もあるのではないかと思います。

私の御近所にも教員の家族がおりまして、娘さんが教員で、毎日帰りが遅くて、時にはもう11時ごろになってしまうと。それで、持ち帰りの仕事もあって、自分の子供と接することもできないのが現状だと。おじいちゃん、おばあちゃんが子育てをしているという先生方がいらっしゃるわけで、これは非常に多いのではないかと思いますね。本当にこんな状況でいいのかというのを常々思いながら過ごしていると言われたんですが、ここで、牛久の小中学校の教員数、そしてその中で通院または療養中の先生方の数などがわかれば伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 後ほど資料を提出したいと思います。例えば、常勤とか、非常勤とかあっておりました。（「ああ、はい」の声あり）ただ、議員さんがおっしゃるように、非常に教員は帰りが遅いのが現実でして、何かありますと、必ず両親が帰ってきてから家庭に訪問するとか電話するという状況になっておまして、親の帰りを待つというような状況も多分にありまして、それが現状です。

ただ、黒木議員のほうから前回の議会で、先生方の仕事が多いという話もまたされたのもありまして、スクールアシスタントを、子供のフォローでばかり今は入れていたんですが、先生方の校務軽減のためにも使い方ができないかなというようなことを次年度に向かって検討しているところです。

○16番（鈴木かずみ君） では次に、教育環境でいいますと、牛久において今非常に大変な問題となっているのが、下根中学校の増築で、ひたち野地域には中学校新設をしないという考えであります。

ひたち野地域の住民は、教育環境の充実を求めて、6月議会において、ひたち野うしく地域に中学校建設を求める請願を、1,478筆で提出をしました。さらに、今議会の中に追加の署名1,440筆を事務局に提出し、合わせて約3,000筆届けられているようです。

市長は昨日、同僚議員の「5年後に新設の検討を開始するということを変える考えはないか」との質問に対して、「ありません」との答弁をしました。

また、市長は一昨日、諸橋議員の名前で発行したチラシの件で、諸橋議員が議員辞職勧告決議案を出されて、可決されましたけれども、そのときに、議会運営委員会の傍聴の確認を待っていた5名の私を含めた女性議員の前で、何とおっしゃったか。「いや、これから印刷会社の輪転機が忙しくなるぞ」と、やる気満々の大きな声で言いながら、私たちに聞こえるように言いつつ通り過ぎたわけです。複数の女性議員が耳を疑いました。やはりあのチラシの出どころは市長だったのかと、直感的に思ったのは私だけではなかったのです。

市長は、率直に物をおっしゃる点は素直なところがあって、私もそれはいいと思っているんですよ。しかし、その、これでもか、これでもかとチラシを乱発して配布している中で、市の発行するチラシとほぼ同じ形式、紙質で、今度は諸橋議員の名前で、次は議会に出席もできない体調の悪い田中議員の名前も連ねて、「よくわかる議会報告」、No. 1、No. 2と配布しているわけですね。それで……

○議長（山越 守君） 鈴木議員に申し上げます。

「教育環境と不登校問題について」という通告がございますので、しかるべく御質問を続けていただきたいと思います。

○16番（鈴木かずみ君） ええ、そうなんです。教育環境の関連ということで質問をさせていただきたいと思いますが、市長が、教育委員会や諸橋議員の名前でチラシを、この配布をお願いしているのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 非常に腹立たしいといえますか、根拠のない、そういう決めつけの発言でございますので、否定をさせて……、いや、ちゃんと撤回させていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 何の撤回だかよくわからないんですけども、これって、非常に今、牛久市としては、教育環境ということは非常に重大な問題となっているわけです。

それで、まあ、私は本当に、諸橋議員が名誉棄損の疑いがあるとして、内容証明で返答を求

められているんですね。それで、諸橋議員も、もうなかなか風邪も治らないような状況です。教育委員会の方たちも、もう本当に顔色が悪くなって、本当にかわいそうだと思うんですよ。こういう形で、これ以上犠牲者を出さないようにしたほうが、牛久市の教育環境のためにはいいのではないかというふうに思うんですが。まあ、これ以上お話ししますとあれなんです。

要するに、牛久市の教育環境ということでは、大規模校の人数とか、その建設費用がかかるという議論の前の問題ではないかというふうに、捉え方の次元が、議会のほうと市長のほうと大分違ってきてしまっているのではないかというふうに思うわけですね。それで、チラシを発行すればするほど、民意が市長から離れていくことを考えるべきではないかと思います。まあ、それでもいいのならいいんですけれども。

そこで、ひたち野地区の住民が市長に、昨日、27日の朝ですね、ひたち野地域の中学校新設に関する説明会開催の要望書を届けたようですが、その点について、市長、当局、執行部の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） ただいまの質問は、通告がございませんよね。（「はい」の声あり）通告の趣旨に従って、粛々と質問は進行させてください。

○16番（鈴木かずみ君） そうですか。じゃちょっと、本当はこれを読み上げたかったんですけれども、じゃ一応それでやめますかね。（不規則発言あり）関連質問で、私、言っているので、それを、関連質問を認められませんか。

○議長（山越 守君） 「教育環境と不登校問題について」という通告がございますので、その趣旨に沿って。鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 最初に、2つの角度から教育環境について質問をしますということで始めました。その点で、どうしても発言をしたいと思います。時間もちょっとありますので、許していただきたいと思いますが。

昨日、市長に提出されました文書についての読み上げだけをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（山越 守君） 要望の読み上げですか。

○16番（鈴木かずみ君） 読み上げです、はい。よろしいですね。

○議長（山越 守君） はい。

○16番（鈴木かずみ君） 11月27日付で、ひたち野地域の中学校新設に関する請願人の方たちが提出されました、市長に対する要望です。

牛久市長池邊勝幸様。

ひたち野地域の中学校新設に関する説明会開催の要望。

平素から、精力的に市政にお取り組みいただいていることに感謝申し上げます。

ひたち野地域の中学校新設に関しては、住民の多くが区画整理事業開始から長年待ち望んできたことです。

6月の定例市議会では、ひたち野地域の中学校新設に関する請願が賛成多数で可決され、折しも政府の中央教育審議会でも小中一貫教育が議論される時期とも重なって、どのような中学校が新設されるのか、牛久市初の小中一貫校の設置もあり得るのではないかと、新設校への近隣住民の期待が日増しに高まるようです。

また、9月の定例市議会では、ひたち野地区の中学校新設を求める決議も賛成多数で可決され、中学校新設は秒読み段階に入ったと住民間で受け取っています。

ところが、市教育委員会は、新設は時期尚早、新築には50億円以上のお金が必要、この時点の判断は牛久市では前例のないことなど、議会答弁と異なる説明まで含めて、新設にストップをかけるかのような趣旨の宣伝ビラを、今夏から三度にわたって公的ルートで一方的にばらまきました。教育委員会のこの行動は、議会制民主主義を冒瀆し、公務時間と公金を利用して市民を混乱に陥れる、前代未聞の暴挙であると言わざるを得ません。

市教育委員会は、新設する中学校のあるべき姿を住民と早急に協議すべき立場にありながら、かように公務を怠る状況にあり、住民の意向を反映した正常な教育行政を執行する能力が欠如しているのではないかとすら憂慮する住民が出始めています。市教育委員会の背任とも言えるこの行為を、任命者である市長はどう考えられているのか、住民は理解に苦慮しており、明確な説明を伺いたいと考えています。

さらに、区画整理事業でも市も合意した中学校新設協議を、いつ、誰が、どのように開始するのか、3,000筆に及ぶ請願署名に応える形で、住民への速やかな説明と意見交換の場を設けていただきたいと考えます。

なお、6月議会提出の新設請願に対し、その時点で請願のことを知っていれば署名を行いたかったとの声が、その後も多数寄せられています。今般の追加署名で、ひたち野地域のみならず、牛久市全域、つくば市初め隣接自治体在住の方々も、牛久市と住民の未来を決める重要ポイントの一つとして中学校新設問題を見ていることを知りました。

住民への説明、意見交換会は、広報うしく及び市の公式ウェブページにて開催公告し、市民に十分に周知した上で、土曜あるいは休日に公開で開催されることを希望いたします。

行政の適切な判断のもとに、牛久市の輝かしい歴史的事業の一つとなるような取り組みが一刻も早く開始されることを切望いたします。

以上です。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 1 0 分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、一般質問を継続いたします。

1 6 番鈴木かずみ君。

○1 6 番（鈴木かずみ君） 2 点目の子供の貧困問題に入ります。

いじめや不登校につながる子供の貧困問題です。全国で起きている子供の貧困をめぐる実態の例として、一つには、夜まで働くお母さんの帰りをコンビニでパンを買って待ち続ける小学生、また希望の部活や修学旅行を諦める中学生、一日のうち、まともな食事は給食だけという子供。今、日本では、子供の 6 人に 1 人が貧困に陥っているとのこと。7 月の厚生労働省の発表では、子供の貧困率が過去最悪の 1 6. 3 % となり、ひとり親家族の貧困率は 5 4. 6 % にもなっているという報告がありました。政治と社会が総力を挙げて、子供の貧困対策に取り組まなければなりません。

また、日本の子供の貧困率が、OECD、経済協力開発機構加盟国中、ワースト 9 番目、大変な深刻な問題を抱えております。背景としては、政府が進めてきた雇用・福祉・社会保障の切り捨てによって、格差と貧困を拡大してきたことにあると考えるところです。追い打ちをかけるような消費税増税も、さらに格差を拡大する大きな要因となっていることは間違いないこととあります。

子供の貧困対策を国や自治体に義務づける法律が、平成 2 5 年 6 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」として制定されました。目的には、「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」とありまして、第 4 条では、地方公共団体の責務がうたわれています。

そこで、子供の貧困化について、牛久市の現状についてどのように捉え、市としての貧困対策について考えているのか伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 牛久市内の小中学生を持つ家庭での貧困の現状といたしましては、就学援助の観点から申し上げますと、本年 1 1 月現在で、生活保護を受けている世帯に属する要保護児童生徒が 3 6 名、市の就学援助制度を受けている準要保護児童生徒が 3 0 7 名、合計

343名となっております。全ての児童生徒数に対する要保護・準要保護児童生徒数の率としましては、5.1%となっております。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 就学援助については、後で質問しようと思っていたところですが、9月にNHKで報道された子供の貧困対策の中で、自治体の取り組みが報道されておりました。どうすれば貧困の連鎖を断ち切ることができるのかと、各地で取り組みが始まっており、埼玉県の記事も紹介されました。教育支援で貧困の連鎖を防ごうと、生活保護の中学生と高校生を対象に無料の学習塾を開き、4年前から始めて、24の教室に600人が集まっていると。学習指導員と呼ばれる教員の経験者や学生ボランティアが、一対一で習熟度に合わせて指導し、ここで学んだ98%が高校に進学をしているということです。

また、荒川区では、役所の垣根を考え直して、連携をしやすいように縦割りを取り払って、貧困を何とかする組織を立ち上げ、早期発見に道を開いたというのです。例えば、保育士を長年やっていた人が、保育園を回って早く見つける。役所の窓口にも、家庭裁判所で調停員をやっていた人に、法律の知識を生かし、傷ついた人に寄り添える言葉をちゃんとかけてあげられるスキルの高い人に入ってもらうなどの対応、対策を立てているようです。

また、別の事例としましては、これは牛久の地区社協と形態が似ているのかなというふうにしたのですが、学校区ごとに実際に、じゃこういう子供たちや御家族がおられるので、自分たちで何をしていけるんだろうという話し合いをする協議会をつくる、地域で発見したことを地域の専門家が集まって解決していこうとしているようです。

また、牛久でも参考になるのではないかと思いますし、既に実践されているようなことがあれば伺いたいと思います。今のお話だと、就学援助だけのお話だったんですが、そういう子供の貧困対策ということで、牛久市がどう捉え、どういうふうに関心を持っているかということについて伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 確かに、実は10月から始まりました「かっぱ塾」というのもですね、子供たちが、塾へ行けない子がいたり、ひとり親だったり、家へ帰っても両親がいないというようなことで、学習習慣もついていないというようなことがありまして、全ての学校で、まずは週1回なんですけど、かっぱ塾を開いて、土曜日はひたち野うしく小と、まずは奥野小で開いて、できればその貧困を断ち切れるような学習習慣や学力もつけさせてあげられればなと思って始めております。それも一つと思っています。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） かっぱ塾というお話もありましたけれども、今、地区社協の課題

もいろいろ、別な意味で広がっていると思いますが、そういう地域の中で、目に見える子供たちとの関係の中で対策がとられていけばいいのかなというふうに思うんですが、その点についても模索を重ねていただきたいと思います。

また、子供の貧困対策、さまざまな視点で考えていかなければならないと思いますが、一つには給食費の無料化ということもあると思います。なぜなら、これも「クローズアップ現代」の中で紹介されたのですが、夏休みが終わるころ、体重が減る子供がいる。学校の現場では、給食がない夏休みに食事を十分にとれず、体調を崩す子供の存在が危惧されているというのです。背景にあるのは、貧困世帯にある食の貧困ということで、大変衝撃的な報道でした。

学校給食法が、1954年ですね、成立して、ことしで60年になりますけれども、そもそも学校給食、明治時代に東北地方で貧困児童を対象に昼食を与えたのが始まりとされ、戦後は連合軍の物資援助により昭和21年に壊滅した都会でスタートし、29年には学校給食法が成立し、全国に普及をしました。

その後、児童の困窮支援から始まった給食が、単なる食事から教育へと変わり、平成20年の学校給食法の改正により、食事のマナーから、地場の旬の食材を使ったふるさとの味、生活習慣病にならない栄養バランスまで、家庭でなく学校で教えていかななくてはならない時代になったとして、食育の推進へと転換をしていきます。

したがって、現在、給食は単なる昼食という食事ではない、体育などと並ぶ多くの総合的な教育を含む食育という大事な義務教育の一環だとすれば、給食費は学校教育法による授業料は無償との範疇に入るのはのではないかという、そういう論もあるわけですが、給食費の無料化について教育委員会はどのように考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 現状におきましては、就学援助制度によりまして給食費が全額支払われております。要するに、就学援助を受けている方は無料化になっております。そのほかの方につきまして、現時点では無料化をするという考えはございません。

それとともに、学校給食法の中でも、食材は保護者の負担とすることになっておりますので、その辺の整理も必要かと思われまます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 学校給食の無料化といいますと、なかなか、まだまだなじまないという部分はあると思いますが、全国的にまだ数は多くありませんけれども、幾つかの自治体で取り入れてきています。若者の定住、少子化対策などのまさに戦略的な施策として取り入れているということですね。中学までの医療費無料化などは、県内でも当たり前になりつつある現在ですが、今後、学校給食の無料化の方向に多くの自治体が進むのではないかと考えるもの

です。

今のお話ですと、就学援助を受けている人たちは無料ということですが、なかなかそこにたどり着かない、その境目の人たちというのもかなり厳しい状況にあるかと思われますので、今後やっぱりそういうことも含めて、貧困化の対策の一つとして選択肢に入れて考えていただけたらというふうに思います。

次の就学援助の拡大についてというところなんですが、先ほども就学援助、343名ということでお話がありましたけれども、その援助の拡大について、これまでもいろいろ常任委員会等々で訴えてまいりましたが、相談に見えた方に親切に、本当に乗っているのかどうかということがあるわけですね。一時期、利用者が減ったわけですね。全国的に利用者が伸びているのに、牛久市は減ったということがあるわけですが、その理由についてお尋ねをしたときには、相談者を呼んで、理由を聞いたりして、あなたは受けられないという説明がされていたというふうに聞いておりますけれども、今もそのようなことをされているのかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 就学援助の必要な世帯が、漏れ落ちることがないようにすることが重要であると考えております。

本年度の就学援助制度の募集におきましては、全ての児童生徒を通じまして、全ての保護者に通知を配布し、希望のあるなしの確認を各学校において行う形といたしました。

また、申請のあった世帯の家庭状況の把握においては、民生委員・児童委員にお願いしております。民生委員・児童委員からは、担当区域内で気になる子育て世帯があった場合は、制度を受けているかどうかの相談が寄せられる場合もあります。学校と民生委員・児童委員、双方の情報から援助の必要な世帯の把握に努めております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 就学援助の拡大については、さらに充実した形で、希望者の実態を把握しながら進めていただきたいと思います。

また、奨学金の制度の拡充についてなんですが、周知がほとんど余りされていないようなふうに、この間、伺ってきたわけなんですけれども、また今度の3月に向けて、周知がどのようにされているのか、その後どのように取り組んでいるのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） これまでの募集時期、2月ごろ行っていたわけですが、そうしますとどうしてもおそかったという反省に基づきまして、前の議会でもお答えしましたとおり、そういうことがございましたので、ことしにつきましては10月に、全生徒を対象に資料を配布いたしました。それによって、相談も何件か、もう来ております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 10月に配布して、相談も来ているということで、そうした対応によって、今までと違った形で拡充といいますか、希望者に対して受けるということが可能になったと判断していいのかどうかということなのですが、これまで校長先生を通して、校長先生の推薦があった人のみということで、非常に少ない人数だったわけなんですけれども、その辺が改善されるのかどうか、確認をさせてください。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 奨学金の制度につきましては、長年改正がされておりました。時代も変わりまして、いろいろと根本的に直さなければならないということに考えております。そこで、対象者や支給額等も含めまして、根本的にちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、条例改正ということになるかと思うんですが、具体的に、いつごろ、どのようにというふうに考えていらっしゃるのかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 検討の結果ですね、条例改正が当然必要になってくるかと思われ
ます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、具体的には、まだ決まっていないということでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 時代に合わない部分はあるとは承知しておりますので、今後検討していきと。まだ、具体的にどうするかということは決まっておりません。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、中学までの医療費のことについて伺います。

中学までの医療費無料化ということで進んできたわけですが、一部自己負担が残っておりまして、その一部自己負担の解消について伺います。

県の補助がありまして、ことしの10月から、牛久市の負担も多少減額になっているのではないかと思います。これまで予算・決算特別委員会や教育民生常任委員会などで、一部自己負担をなくした場合の試算、これを出してもらっていましたが、直近の9月議会での担当課の試算では、小児、妊産婦、ひとり親、合わせて8,200万円あれば一部自己負担がなくなるとのことでした。

県の補助が拡大されたところで、牛久市は先進的に一部自己負担を解消して、完全無料化を

目指していく考えはないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） マル福の自己負担解消ということでお答えいたします。

まず初めに、マル福の自己負担について、現状を御説明いたします。

牛久市におけるマル福の自己負担は、外来が1日600円で医療機関ごとに月2回まで、入院につきましては1日300円で医療機関ごとに月3,000円までを負担していただくことになっております。平成25年度の自己負担分の実績としましては、年間で約7,500万円となっております。

このマル福の自己負担分を市が肩がわりしてはという御質問でございますが、小児につきましては、牛久市は茨城県に先立ち、平成24年4月より所得制限を撤廃して、中学3年生までの助成拡大を行い、平成25年度におきましては、マル福全体で約5億2,600万円を投じながらの助成を行ってまいりました。

本年10月からは、茨城県の補助対象事業が、通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで拡大されましたが、これによる補助金の増額を当て込んでも、市の負担は年間で約950万円の減額にとどまるものと見込んでおります。

また、医療費の助成以外でも、平成25年度はゼロ歳から中学3年生までに対し10種類25回の予防接種を無料で実施し、市の負担額は約1億6,800万円に及んでおります。

以上のようなことから、牛久市では予防及び医療に関し手厚い助成を行っており、市全体の行政サービスを踏まえた上での財源の使い道や適正受診への影響を勘案した上で、現在の仕組みを継続していく考えでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 市長にお伺いしたいと思いますが、子供の貧困対策というところで、特に給食費の無料化とか中学までの医療費の一部自己負担の解消という点につきまして、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 最近の子育て世代の家庭生活の崩壊、それに伴っての貧困家庭の増加と、これはもうOECDでもですね、2011年ころからのデータでも、特に先進国と言われている中でも日本の子育て世代の貧困家庭の増加というものは問題視されているわけでありまして、そういう中であって牛久市では、教育委員会もしかり、それから児童福祉課を初めとしてさまざまな家庭での具体的な問題に取り組んできているわけでありまして、そういう中であって、実態がどこまでどうなっているのか、ケース・バイ・ケースで、非常に深刻な問題もあ

れば、これはただ単純に金銭面で援助すればいいという問題だけでなく、家庭崩壊している家庭も多いわけで、逆にその学校給食一つ限っても、まともに食生活が維持されていない、そういう家庭もあるわけで、その中でかろうじて学校給食が子供の健康を守る最後のとりでみたいな形になっている、そういう家庭もあるというふうに聞いております。

そういう意味で見えていきますと、ただ一律、学校給食を無料にするとか、そういう問題では解決しません。それぞれの子供たちの現実の置かれている環境の中で、子供が、親がどんなに貧乏で、いかげんでどうしようもなくとも、何とか義務教育は受けて、その人間の将来のいわゆる貧乏から脱却するためにも、勉強というのは、教育というのは非常に重要なものですから、それをどうしていくのか。今、実態調査といいますかね、それを今担当のほうで、教育委員会とも連携してですね、その抽象論じゃなくて、牛久市内においてどういうケースが具体的ににあるのか、そしてどういう問題でみんなね、児童福祉課含めて、問題を抱えている児童のために頑張っているのか、そういうところを今、まずは把握しましょうということで今やっているわけでありまして。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、3点目の6号バイパスの進捗状況等について、お伺いをいたします。

6号バイパスの起点から、城中田宮線との接続点までの6号バイパスの進捗状況について、事業区間、事業期間、完成時期ですね、それから計画内容、形状など、また事業費、用地買収状況などをお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） 6号バイパスの進捗状況についてお答えいたします。

現在事業中の区間は、遠山町の6号線との交差部から、当市にて事業を行っております市道23号線までの交差部の1.3キロ区間が事業区間になってございます。

当該区間は、地元の皆様の御協力のもと、測量や設計などの各種調査をあわせ用地買収が進められ、現時点では全体の約6割の用地取得が完了し、引き続き鋭意進めているところであると聞き及んでございます。

本年度は、事業費として4億5,000万円が計上され、用地買収、埋蔵文化財調査を行うための立ち木等の伐採などが進められるとともに、改良工事に着手することと聞き及んでございます。早期開通に向け事業が進められるというふうに確認しているところでございます。

これまでの地元への説明につきましては、平成2年度、都市計画の説明、平成20年度の路線測量・地質調査の説明、平成21年度的设计説明、平成22年度、用地測量・調査等の説明

などを実施してきているところでございます。

バイパスの形状でございますが、起点になる遠山町6号交差点付近から根古屋川を渡り、丘陵地までは橋梁となる、橋になるということですね、橋梁となる。また、市道23号線との交差部は将来計画としては、市道の下を通過する立体交差が計画されております。

しかしながら、現在の事業化区間は市道23号線と接続する部分までとなっております、当面の間、円滑な交通を確保するために、暫定2車線で市道23号線と接続し、交差する市道1438号線とは平面交差とする計画でございます。

国土交通省及び本市により、地元の皆さんへの説明、協議を重ねており、今後においても、地元行政区との協議の上、情報を共有し、事業を進めていくよう国土交通省とともに対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 地元の人たちに、なかなかそのきちんとした説明がされていないというようなことが感じられるわけなんです、説明会、地元説明会をいつごろ予定をしているのか、されるのかどうか。また、この完成時期については、どのように考えているのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） 先ほども答弁の中で触れましたが、情報の共有化を図るために、これからも国土交通省のほうから事業の進捗、あるいは事業展開ですね、その情報が入り次第、地元の方には情報の共有ということで説明会を開いていきたいというふうに考えてございます。

それと、事業の完結年度につきましては、まだ国土交通省のほうから、いついつが完成年月になるというところまでの情報を得ていないために、私らのほうもつかみ切れていない状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 地元説明会というのは、非常に国の、国土交通省の説明の方が大変余りよくなくてですね、私も一度傍聴していたんですが、もう住民が怒ってしまうぐらいの状況がありまして、その点ではきちんと説明会を、住民が納得できるように説明をするように求めていただきたいと思います。

関連した質問の中で、6号バイパスの進捗状況に関連した問題としまして、通学路の問題があります。

13号線の一部区間なんです、新地方面から牛久小学校へ、そして牛久町方面から三中へ、両方向からの通学路となっております。城中田宮線と交差する13号線の一部区間という

ことなのですが、城中田宮線から三中方面へ向かって、クリーニング店の交差点までの区間なのですが、歩道が大変狭くてですね、三中生は牛久町方面から約30人、自転車または歩いての通学路として使用されています。さらに、新地方面から牛久小学校へ向かう児童は、ボランティアの方がいらっしやいまして、ボランティアに付き添われて、中学生とは逆方向で、同じ狭い道をお互いによけながら通学をしています。

また、ここは、中学生は部活などで帰りは夕方暗くなって通るので、おしゃべりしながら通りますとやっぱり狭いので危険ということで、車の通行量も大変多いところで、皆さん、先生方も心配していらっしやるところです。今後、6号バイパスの整備が進み、城中田宮線との接続によってさらに車の交通量がふえることも考えられます。そうしますと、通学路としての危険性はますます増加をして、地域の住民は不安に感じているということです。

現地を見てみますと、道路をある程度くねらせることによって、一部を除いてかなり拡幅ができるのではないかと、十分その可能性もあるのではないかと私も見てきたのですが、担当部局の考え方について伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） それでは、市道13号線の影響についての御質問にお答えいたします。

市道23号線の開通により、国道6号バイパスとしての機能が発揮されるということ、交通量が増加するという事は、私たちが予測してございます。市道13号線との交差点については、歩行者あるいは自転車などの通行を踏まえ、十分な協議の上、安全性の確保に努めてまいります。

また、御質問の13号線の拡幅については、現時点では計画をしてございませんが、国道6号バイパス、市道23号線の開通による交通量などの検証、実際の確認ですね、これを行い、今後の道路整備の計画に反映するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 通学路として安全性を確保するために、ぜひ努力を続けていただきたいと思います。

次に、6号から12号線に入る道路の拡幅、根古屋のところですが、そのところの道路の拡幅と信号機の設置について伺います。

特養ホーム「元気館」ができた当時、元気館の6号からの入り口となる道路として通勤者がふえて、双方方向すれ違いも危険な状況であり、余りにも危険なので何とか拡幅し、信号機を設置してほしいという要望を受けて、取り上げたことがあります。そのときの答弁では、6号バ

バイパスの整備に伴って拡幅するというものであります。

今、6号バイパスの整備が進んできている状況の中で、6号から12号線に入る道路の拡幅と信号機の設置についてはどのように計画されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） それでは、12号線の交差点関係についてお答えいたします。

国道6号と市道12号線の交差点及び市道12号線の拡幅についてお答えいたしますが、市道12号線の拡幅につきましては、地元行政区から要望を受けており、継続的に検討しているところでございます。

当該地区は、牛久城址を初め、歴史的、自然的にも重要な景観を残す地域であるということから、このような重要な地域資源を引き続き将来に残していくために、歴史・自然に配慮しつつ、通行の利便性向上を図る方法を検討してまいります。

また、同路線の6号との交差部の信号設置につきましては、地元の要望を受け、本市としましても設置要望箇所として、牛久警察署長宛てに要望書を提出しているところでございます。

なお、当該交差点は、現在事業中の6号バイパスの中で、交差点の改良が当然予定されているところでございます。将来において、利便性、安全性が確保されるよう、国土交通省との協議を今後も重ねてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、6号バイパスの整備区間についてなんですが、6号バイパスの整備といいますと、地元の人でさえ、どうなっているのかよくわからないという声が聞かれます。要するに、区間の問題についての認識が非常に曖昧だということです。

つまり、6号から整備が進んで、現在は城中田宮線につながるところまでの1.3キロがやっと進んでいるということではありますが、しかし、あの6号バイパスといえ、遠山から稲荷川沿いを進んで6号と並行して、土浦までの15.3キロが都市計画決定されているので、その区間が全体整備が進むと勘違いをしている住民も多いわけです。今回の事業計画は、城中田宮線の接続点までであるということ、住民にわかりやすく説明をすることが必要ではないかと思われま。

そして、その後の計画にはあるものの、事業決定はしていない区間ですね、谷田部牛久線までの5.5キロ区間についての見解を市長に伺いたしたいと思います。将来的にも、稲荷川に沿った延長については、御存じのように大きな環境破壊につながるということは明らかです。また、財政的にも税金の大きな無駄遣いになります。そして、6号バイパスとしては、もう余り意味がなくなっている部分もあるのではないかとこのように思われるわけですが、この時

点ではっきり国に対しても計画自体を中止するように伝えることが、後世の負担を解消するためにも必要ではないかと思いますが、この点について、市長の考え方を伺います。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） いつも予算に反対している方には、よく聞いていないからわからないんでしょけれども、牛久土浦線につきましては、城中で国の整備は終わりでございます。あとは、高崎側から大井、それから学園線の東大通りから中、土浦市の中というんですか、永国までの牛久土浦線を、公明党の国土交通大臣の太田大臣から、陳情に行きまして、山岡県会も一緒に同行しておりましたけれども、そこで太田大臣から、牛久土浦線のうちの牛久の1.3キロの今年度の工事着工、それと同時につくば市内の高崎から大井までの区間の事業開始、それと東大通りから先ほど申し上げた土浦の中、現在の6号線までの接続までの予定区間、この2カ所の事業開始を陳情して、了解をいただいて、そして正式に国土交通省ではそれを発表したわけでありまして。

そして、その中において、牛久の牛久土浦線におきましては、いわゆる新しい新規道路の整備という位置づけではなく、6号線の渋滞解消という名目での事業でございまして、バイパスの整備の着工とは、またちょっと違った位置づけでございまして。

そういう中であって、牛久市とですね、私が代表して、国土交通省でのこの4年、5年にわたる交渉の中で、もう地元説明会でも何回も申し上げておりますけれども、区長さん、区長会でもお話ししております。鈴木議員に耳に入っていないのは、ちょっとおかしいかなとは思っておりますけれども、いわゆる本来の牛久土浦線というものを整備しますと、高崎までにおいても350億からの金がかかると。そういう金のかかる事業はできませんというのが国土交通省の見解でございまして、その見解を出すためにも、さまざまな工法での研究を何年間にわたってやった結果でも250億はかかるということがはっきりしてございまして、その金も出せない。では、現実的にどうするのかということで、先行して工事の開始をしている牛久土浦線の城中までの区間を、国がじゃあやりましょうと。そして、市道23号線、これについては市のほうで継続して整備をするようお願いしたいと。そのことによって、田宮町内から県道谷田部牛久線、それを通して、高崎までは県道を使って、そして高崎からの牛久土浦線の一部区間というものを事業開始をやりましょうと、こういう約束ですね、いわゆる一部の実質的な路線の変更はございますけれども、牛久土浦線の全線開通に向けての基本合意ができて、それが国土交通省から、ことしの何月でしたか、8月とかその辺に発表されているはずでございまして、そういう牛久市と国土交通省との合意があるということでございまして、鈴木議員が心配するようなことは一切ありません。

○議長（山越 守君） 鈴木議員に申し上げます。質問の残時間を確認して進めていただくよ

うにお願いをいたします。

鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） それは、大変私が疎かったということでございますけれども、地元住民はそこまでの認識がない方もいらっしゃるわけですよ。そして、高架で通すというような話をまだまだ思っている方もいて、今なぜ高架にしないのか、後々お金かかるんだから今から高架にしたほうがいいんじゃないかみたいな、そういう質問もされる住民もいらっしゃるわけで、その辺の説明がきちんと住民に対して行われていないということが問題ではないかと思いますが、一部の人たちだけが了解しているということではあれですので、やはり今後の国土交通省の説明会の中でも、きちんとわかりやすい説明を住民にされるということを要望したいと思います。

以上で終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時05分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。

通告順を一部変更させていただきます。

1、2、3とありますが、3を一番最初にさせていただきます。

まず最初に、「法定伝染病と隔離病棟について」ですが、これは旧名であって、現在は「感染症」、また「感染症指定医療機関」ということだそうですが、その第1類の中にあるのがエボラ出血熱などであって、JAとりで総合医療センターで2床の病棟があり、また第2類、これは結核とか、ジフテリアとか、鳥インフルエンザですね、これらは土浦協同病院で6床、筑波メディカルセンターで3床、筑波学園病院3床、JAとりで総合医療センター6床、これは旧協同病院じゃないかと思うんですが、いずれも法定伝染病と言われて、感染者は隔離病棟へ入院ということになっておりましたが、久しくこれらを利用するような事態は起こらず、つい忘れがちになっていたと思います。

ところが、エボラ出血熱という、治療法も確立していない感染症が世界中で大流行し、大き

な問題となっております。首都圏では、成田空港や羽田空港、当然のことながら検疫所が設けられておりますが、中国・上海からの離発着がある茨城空港はどうなっているのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

茨城空港につきましては、これは全国各地の空港と同様でございますが、通常のサーモグラフィによる体温チェックとあわせて、渡航歴等の確認ですね、それを行って、検疫体制が強化されているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 当然のことながら、そういうことだというふうに思いますが、では先ほど言いました感染症の各医療機関ですね、そしてまた保健所、そしてまた各市町村等の対応というものは、この感染症に関してはどのような連携が行われているのかという問題についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

保健所との連携ということでございますが、牛久市の場合は、茨城県竜ヶ崎保健所が管轄となっております、感染症等が発生した場合は、保健所が中心となって対応することになります。先ほど御質問の中にもありましたように、竜ヶ崎保健所管内の1類・2類の感染症医療機関としましては、JAとりで総合医療センターとなっております。

先ほど、御質問の中にもありましたエボラ出血熱につきましては、1類感染症に分類されているため、こちらのもし発生した場合は、保健所が中心となってJAとりで総合医療センターに搬送されるような手続になります。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 厚生労働省のほうの通知として、今月、11月21日版、国立感染症研究所からの「エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け」というものが出されております。当然、市のほうにも来ているというふうに思うのですが、これにはいろいろな地方自治体としての対処方法、また保健所との対処方法等ですね、いろいろ指摘をされております。この実施要領について、市のほうでは受けているかどうか、そしてまた県との対応に応じて、この自治体向けの通知について、どのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 厚生労働省の通知につきましては、先ほどお答えしました

ような、まず空港での検疫体制の強化、それとそれを通過した場合ですね、例えば自宅に戻ってから一般の医療機関を受診した場合の対応でありますとか、自宅において高熱等を発生した場合、例えば保健所にすぐに連絡するようになるのかなどですね、そのような対応についての通知がなされたところでございます。

今後は、市と保健所、また共同してですね、そういう対応になるかと思っておりますので、そのあたり、国の通知等も十分検討した上で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） この11月22日の厚労省の通達について、県との調整というのはまだされていないのかどうか。まあ、ちょっとまだ1週間程度ですからね、そういう方向にはなかなか行かないとは思いますが、その点と、あと低リスク接触者または高リスク接触者に対するアドバイスシートというものが、この地方自治体向けに出されております。今の答弁ですとまだまだ、これから県のほうとの打ち合わせがあるということなのですが、この点についてどの程度、県のほうと協議が進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

県との調整ということでございますが、今のところ茨城県では市町村向けのそういう説明会等は開催はされておられません。茨城県で開催されましたのは、病院の従事者にかかわる方ですね、看護師等に防護服等の取り扱いに関する、そういう説明会が開催されたと聞いております。

市町村向けについては今後、今のところ予定はございませんが、その状況、県と、また保健所と市が共同して対応していくようになると思っておりますので、十分それは対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 感染症の第1類ということで、WTOのほうでも危険区域ということ。ただ、アフリカのほうでは大分減少してきたということではありますが、茨城空港があり、そして外国からの渡航者もあるという中で、茨城空港で発見できなかった、それで自宅に帰ってから症状が出るということも当然あり得るわけで、新聞報道でもありました。

そういう中で、厚労省から出ている、例えば低リスク接触者に対するアドバイスシート、これは当然、担当課のほうで見ていると思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

例えば空港で、そのときは症状がなくても渡航歴があったりする方については、体温のチェックですとかそういうものが義務づけられてきます。そのような対応によりまして、感染の国

内での防止をするという内容かと思います。以上です。（「いや、この内容を見ているかどうかです。低リスク接触者に対するアドバイスシート」の声あり）アドバイスシートそのものについては、まだ私のほうでは確認はしておりません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ということは、厚労省から出されている11月21日版の通知というのは、担当課のほうには来ていないんですか。

これのその低リスク接触者に対するアドバイスシートということはですね、「あなたは、エボラ出血熱に感染した患者さん又は二次感染の疑いのある患者さんと接触がありました。接触の程度から、感染のリスクは低いと考えられます」と、こういった項目で低リスク・高リスクのアドバイスシートがあるんですね。

これを見ますと、やはりこれはもう当然、保健所の問題だとは思いますが、ただ、自宅で何らかの形で発症した場合に、家族の問題等がありますので、そこら辺のところをやはり十分担当課のほうとしても、それなりに県等含め、保健所等含め、協議する必要があるというふうに思うんです。そのために、地方自治体向けのエボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領というのが出ているわけでありまして。実際に、この要領が来ているのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 私のほうで確認しておりますのは、ちょっと今手元にはございませんが、先ほど申し上げましたように、空港での検疫等を通過した方に対して、例えば自宅で高熱を発した場合は、自宅で待機していただき、保健所に速やかに連絡をとっていただき、自宅で保健所からの指定の医者、病院の先生の診察を受けて、必要に応じて入院をしていただくというような、そういう市町村、自治体向けのマニュアルみたいな通知ですね、通知には確認してございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） いや、11月21日版というのが来ているかどうか、これをちょっと確認したいんですが。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほどもお答えしましたが、11月21日付の通知というのは、私のほうではまだ確認しておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ぜひ、なるべく早く確認をしていただいでですね、地方自治体としての対処の仕方等を含めて、保健所等と協議をしてもらいたいと思います。

次に、感染症の問題等で、特に入管センターの問題なんですが、ことし3月、収容者2名が死亡しました。しかし、その詳細は、牛久市には報告されていないというふう聞いております。

さらに、11月22日の新聞報道によりますと、医師は常駐していなかったとされており、医療体制が不十分だと入管センターのほうでは言っております。これは、新聞報道です。本年5月、私たちは法務省と直接話し合いをし、いろいろ聞いてきましたが、そのときも医師は常駐していないと、半年もたつて医師が常駐していないということですね。

エボラ出血熱にかかわらず、感染症収容者がいた場合を考えると、医者が常駐していないということは、大変私は恐ろしいことだと思います。入管の担当者は、「継続的に医師の診断を受けていれば、重症であると判断できた可能性はある」と、死亡した1人の方のことをこう言われているわけです。

これらのことを考えますと、入管センターの中での健康の問題等について、十分に対策をとられているというふうには考えづらいですね。例えば、入所している人が何らかの感染症にかかっていたと。それで、そこには入管の所員が何人もおられるわけ。その方に感染し、家族や子供たち、子供たちは当然、奥野小学校、牛久二中への通学ということになるわけです。感染というものも、100%考えられないということではないというふうに思います。

もしものことを考えると、やはり入管センターとの意思統一・意思疎通というのは、必要と私は考えます。法務省のほうにもそのように申し入れをしましたが、返事はありませんでしたが、牛久市としてはどのように考えるのか、お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 入管センターの関連についてお答えいたします。

ただいま、医師の御質問がございましたが、入管センターにおきましては、常勤の医師がいないということで、医師ですね、それと薬剤師を募集中ということで確認をしております。今のところ、まだ採用には至っていないということです。

また、感染症の御心配ですけれども、入管センターにおきましても、収容されている方が感染症になった場合の措置の仕方ですか、その施設の中で個室に入っていただくとかですね、あとは速やかに保健所に連絡をしていただくというようなことは、そういう収容所の規則の中で決まっておりますので、その感染症につきましては、法律に基づいた適切な対応がされるものと考えております。

情報提供等につきましては、まだ今のところ具体的な協議はしておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） このカメルーンの方、亡くなられた方ですね、私どもが確認した

わけではありませんが、ある集会でのお医者さんの話ですと、エイズじゃなかったかと、亡くなり方、死亡の仕方がどうも似ているというふうなことも言われているわけです。こういった報道は一切ないです。ですから、入管センターなり法務省のほうから、そういった連絡は一切ないんです。このカメルーンの方も、何で、何の原因で亡くなったかというのも連絡がないんです。私たちが聞いたところ、これは個人情報だから言えないということなんです、市のほうではこれらのことをどの程度把握しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

例えば、亡くなった場合の連絡ということでございますが、感染症等に限れば、保健所にその連絡がまず行きます。それに基づいて、関係市町村には必ず情報提供があることになっております。

また、その他の病気につきましては、それは先ほどおっしゃられたように個人情報ということであると思いますので、市に対しては情報提供はございません。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 法務省の職員は何て言ったかというのですね、県庁で記者会見をしたから、それで知らせたということなんです。こんなね、いいかげんな話はない。例えば、龍ヶ崎とか、土浦とか、つくばの市ならまだわかりますよ。牛久市内の中での国の施設であってもですね、市町村にちゃんとした状況は当然情報として入れるべきですよ。法務省のほうの言い方は、もう県庁で記者会見したから、それでいいという話ですから、そんなばかな話はないんですよ。ぜひですね、今、次長の答弁でもありました、細かい連絡はないということですが、ぜひ、入管センター及び法務省、そしてまた県のほうも含めて申し入れをして、詳細な情報というものを市のほうに提供するように。

聞いたところによりますと、この細かな話も警察のほうには行っていないような話も聞いてはいるんですよ。まあ、それは確認をとったわけじゃないですが、いろいろな問題が今後起きないとも限らないので、ぜひ、入管センター、法務省、そしてまた県も含めて申し入れをしてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、まず感染症に関しては、そういう感染症法に基づいてきちんとした通報のルートがありますので、それに基づいて、まず保健所、厚労省、またそれに基づいて市町村に情報提供があるということだと思います。

そのほかの事項につきましては、今後、入管センターのほうと協議をしていきたいと考えて

おります。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 次長、入管センターじゃなくて、法務省も含めて。市長、ちょっと、その点について、ぜひ牛久市として、こういう状況の中で、ぜひですね、入管センター及び法務省のほうに申し入れをしてほしいと。

入管センターの開所式のときには、私ら呼ばれているんですよ。そういうときに呼んでおいて、こういう大事なときに何も報告しないと、こんな一方的な話はないというふうに思います。市長、その点どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お尋ねでございますので、地元の施設でもございますので、先ほど次長が答弁申し上げたように、まず入管センターのほうに協議をしてみたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ぜひですね、大きな事故が起こらないように、申し入れをしてほしいと。

続きまして、2番の年金世帯、低所得者世帯に対する対策としての水道料金の基本料金見直しについてであります。

今回の質問、答弁については、県南水道企業長の立場ではなく、牛久市長としての考え方をお尋ねをいたします。

年金が減額され、生活保護費も減額、さらに消費税が8%となり、所得の低い世帯の生活費は大変な状況となっております。地方自治体の役割は、公共の福祉、つまり全ての人たちが幸福に暮らせるようにするのが役割であります。このような生活実態の中、少しでも負担の軽減措置を考えるべきではないかと思えます。その一つとしての公共料金、水道料金であります。

私が県南水道の議員をしていたときも、この基本水量の変更の問題、3段階制を提案をしてきました。言ってみれば、水道管を通らない水にまでお金を払っていることになるわけでありまして。基本料金は10トンであります。所得の低い世帯対策のため、基本水量の見直しをすべきと考えますが、どのように考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 利根川議員の年金世帯、低所得者世帯対策についての御質問にお答えいたします。

今の料金改定の問題なんですけど、県南水道の企業団の運営につきましては、牛久市と同様に水道議会が設置されてございまして、構成議員の中には、当市の議会議員の中からも選出され

た議員が4名いらっしゃいます。利根川議員の党派に所属する鈴木議員も選出されておりますので、御提案というか、今の改定の件につきましては、水道議会のほうに御提案いただくようお願いしたいと思います。

なお、本日御提案、先ほどのお話しありましたことにつきましては、県南水道事務局のほうに、私どものほうからお伝えしておきます。よろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 県南水道の企業長の話をしているんじゃないかと、市長としてどう考えるのかということです。所得の低い人たちの世帯に対して、公共料金の値下げ、どのように考えるのかということを知っています。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 料金の改定につきましては、昨日、尾野議員のほうの御質問の中にもありましたとおり、県南水道の今の財政事情というのが大変厳しい状況になっております。

その中で御紹介しますと、県からの水の仕入れ値と、それから給水の単価が、例えば10円55銭ぐらい差が、差益が出てしまっていて、今赤字の状態であること、それから今年の25年度決算で11億ほどの赤字決算になっております。

こういった状況もありますので、まあ、ここで厳しいとかどうこうという言い方はできませんけれども、そういう状況であるということを御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 実は、私が県南水道の議員のときも、この基本料金の見直しというものは議会で議決をし、全会一致で通っております。また、ほかの地域の議員の方も、この問題を一般質問で取り上げて、基本料金10トンを3段階にすべきだということも言われておりました。

それで、県南水道は、10トン基本料金は1,512円なんです。これ、水道管通らなくても1,512円取られるんですよ。例えば、守谷市では、全く使わなければ基本料金の514円、土浦市では使用水量ゼロで486円、なぜ県南水道だけ、水道管を通らない水に1,500円も取るのかと、私はそのことを知っているのであって、県南水道の財政等の問題をやっているわけではありません。

そういうことを言いますとですね、それでは何で茨城県のほうは、県南広域のほうに対する料金値下げをしないのか。茨城県の企業局が一番黒字になっているのは、県南広域なんですよ。県南広域ほど黒字になっていない県西広域を値下げしておいて、なぜ県南広水を値下げしない

のかと、議論がそっちに行っちゃいますから、私はそういうことではなくて、牛久市としてどうあるべきものなのかということを知っているわけでありまして。

例えば、10トンで比べてみますと、守谷では10トンで1,154円、これは基本料金を入れてですね。それで、その10トンの単位でいっても、県南水道の料金は高いと。使っていない水にお金を、使った水を高過ぎるから安くしろと言っているんじゃないんです。使わない水にお金を払っているんですね。5トンしか使わない人に、10トンのお金を取っているわけですよ。これ、不公平じゃないですか。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 利根川議員の御質問の内容なんですけど、基本料金のほうで、お使いになっていないのに規定の料金が取られるということだと思うんですけども、今の水道料金の表、私も今手元にあるんですけども、この内容につきましては基本料金ですので、額的に公平・不公平というのではなくて、ここからスタートということになると思います。

公平・不公平については、私のほうで今ここで発言することは控えたいと思いますので、基本料金ということで決まった料金であるということだけお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 担当課では答弁できないのはわかります。市長として、県南水道企業団の企業長としてじゃなくて、市長にお尋ねしますけれども、水道管を通らない水に、こんなにお金を払うのは不公平だと思わないんですか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 全然不公平だと思いません。基本的な今の水道事業というものについての認識が、利根川議員が欠けているんじゃないかというふうに、逆に思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、守谷市と土浦市は、市長の考え方と認識がずれているということだというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 同じ考え方だと思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、守谷市の486円と、県南水道の1,512円ですか、これは全く同じというふうに考えてよろしいわけですね。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 設備投資産業でございますから、その事業体によって、基本的な設備投資金を維持するための基本料金というものは、事業体によってさまざま違います。ですから、考え方として、設備を基本的に維持するために、水道料金の中に基本料金というものを設定するのは、至極当たり前の料金に対する考え方だというふうに理解しております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） それを10トンにするか、ゼロにするかなんですよ。基本料金というのは、使わない水にまでお金を払うことが基本料金なんですか、市長の考え方は。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 料金等につきましては、それぞれ事業体における事情があります。そういう中であって、どのような価格、料金価格の設定をするかというのは、それぞれの事業体の歴史と、それから事業の運営の経歴というのがあるわけございまして、そういうものを踏まえた中でそれぞれの水道事業、また価格設定というものがされてきているわけございまして、トータルのそのそれぞれの水道事業における基本料金、また利用料金の設定というものがされているものというふうに理解しております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 市長、今少し、歴史的な問題と言いましたけれども、県南水道は昔は一部料金制だったんです。使わない水にまでお金を払っていたんです。県南水道だけで日最大約3,000トンぐらいしか使っていないものを、8,500トンという形でお金を払っていたんです。これで県南水道は立ち行かなくなって、各市町村で、2年ほどだったですかね、分賦金という形で1億、2億というお金を出してきたんです。そういう歴史を踏まえながら、今の県の財政は県南広域が一番黒字なんです。それは、市長も御存じだし、市長も県に対して値下げしろということを言っているのも、私たちは知っています。

そういう努力をもっとされて、そしてこの不公平な基本料金というものを、やはりゼロから、または5トン、7トン、10トンという3段階にするとかですね、そういった方向にしていかなければ、先ほど言いました所得の低い人たちへの大きなプラスになると。1カ月500円でも、1,000円でも減れば、2日分、3日分の食費にもなる可能性になるわけですね。年金が引き下げられ、生活保護費が引き下げられ、そしてまた消費税が8%に上げられて、大変な思いをしているわけです。そういった中で、地方自治体として少しでも手助けをできるような措置をすべきだというふうに思うんですが、その点についてお尋ねをします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 低所得層に対する、その水道料金の負担をどうこうするという問題と、水道事業の経営というものとは、また別問題であると。所得によって料金が変わるなんていう

話は、聞いたことありません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 言っている意味が、よくわかりません。

まあ、そういったことで、料金体系は、ぜひ低所得者向けに基本料金の見直しをされるよう、これは要望しておきたいと思います。

続きまして、「うしくnews 2014. 7. 1号」についてお尋ねをいたします。

「安くて広い土地に家が建つ」と、チラシには書いてあります。つまり、市街化調整区域に家が建てられるということだと思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、「安くて広い土地に家が建つ」につきまして、具体的なこの案件につきまして、御説明いたしたいと思います。

この「うしくnews」につきましては、施設整備課が作成し、7月に市内全戸に配布いたしました。

配布の目的としましては、市街化調整区域は本来、建築を抑制している地域ではございますが、後で申し上げますが、一定の条件を満たすことにより、許可を受けて建築することができます。このことを市民の皆様幅広くPRし、若い世帯を牛久市に呼び込み、定住促進を進めるために、この制度を活用していただくことでございます。

若い世代にとりましては、安くて広い土地に伸び伸び暮らせるというメリットがあるとともに、親の高齢化や共稼ぎのために子育ての都合上、実家近くに住みたいと考えている方々には、特にこの制度を活用してほしいと考えております。牛久市に縁がある方、居住歴がある方はぜひ、選択肢、候補地の一つに含んでいただきたいとの趣旨で、当該ニュースを発行・配布した次第でございます。

新規住宅の建築を可能とする一定の条件は、大きく3つございます。

まず第1に、家を建てる土地が既存の集落内にあること。既存の集落とは建築物が連なっていることで、田畑の真ん中や山の中は認めることはできません。

第2に、家を建てる人が、建てる土地と同一またはその隣接する町内に10年以上住んでいるという、または住んでいたこと。

第3に、住宅を必要とする理由が必要でございます。結婚等により独立した方や、アパートなどに住まわれている方が該当いたします。

詳細な条件につきましては、この「うしくnews」の中でも記載しておりますが、まずは施設整備課にお問い合わせ願ってですね、わかりやすく御説明されております。

実際、7月1日に配布した直後は、電話や窓口にて多数の相談やお問い合わせを頂戴し、対

応している状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 今言われた3つの条件ですね、土地の条件、建てる人の条件、家を建てる理由という、この3つの条件に当てはまれば家は建てられるというふうに、家なり工作物ですね、建てられるというふうに判断していいのでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 今回、「うしくnews」で広報した内容は、一戸建て専用住宅を建築する場合でありまして、専用住宅に附属する車庫などは認められますが、車庫等を単独で建築する場合は認められません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、例えば、私が市街化調整区域、小坂団地に住んでいますから、小坂団地周辺で土地を持っていたとする。それで、息子が独立し、家を建てたいとしたならば、家が建つというふうに判断してよろしいですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 内容を審査してみないと、正確には申し上げられませんが、建てられる可能性は高いと思います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） それでは、私の家で、その息子が同居をすると。しかし車が、置くところないと。物置を兼ねた車庫を建てたいと言ったら、建てられるのかどうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 先ほども申し上げましたが、専用住宅に附属する車庫等は認められます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ちょっとよくわからないんですが、専用住宅、一戸建ての家を建てたら、車庫が建てられるけれども、ただ、一戸建ての家を建てないで、車庫だけは建てられるかということです。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） あくまで専用住宅ですので、それは認められません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、この土地には一切、例えば私が持っていたとしてですね、この土地には一切建物が建てられないということ、違法建築になるということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 「この土地」というのは、ちょっとわかりづらいんですが、基本的には住宅専用でございますので、車庫等を単独で建てることは、調整区域には建てることはできません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 専用住宅でなければ建てられない、またはここに、Cにある結婚等の問題ですね、それ以外は違法建築と。

では、例えば、私が農業従事者であれば、何らかの建物は建てられるのかどうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それは、農業従事者証明、これが取れば、農業倉庫等、これは建てることは可能です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 建てたら、その使用方法に、何らかの制限はあるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 農業用倉庫ということであれば、農業に付した建物であれば、問題ないとは思うんですけども。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、例えば、私が農業従事者に賃貸契約を結んで、その方が申請をすれば、建築物は建てられるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 本人でなければ建てることはできません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、農業従事者が、農業小屋を建てると申請があれば認めるということで、建てた後の利用方法は、自由であってもいいということではないわけですね。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 農業倉庫ですね、建てた場合には、農業用倉庫の用途として使用していただくということになります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうすると、その後の利用制限は、あるということですね。

では、例えばその農業用倉庫に、電気、ガス、水道、下水道を引いて生活することもできるのかどうか、お尋ねします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 確認を受けた農業用倉庫に、水道、電気等を引くことは、何ら問題は無いとは思いますが。（「ガスと下水道」の声あり）失礼しました。下水も特に問題ございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、農業用倉庫に住むということ、住んでも構わないということですね、こうやって生活できるような形。

人間が暮らすというのは、農業用倉庫では生活できないんじゃないかと思うんですが、今の部長の答弁ですと、農業用倉庫であっても後は自由に使えるというふうには受け取れるんですが、その点を確認したいんですが。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） あくまでも、私どもとしましては、基準を満たした建築物であれば許可、まあ、この場合は許可は要りませんけれども、60条証明というものを出してそのまま使用していただくと。住む、住まないの話は、ちょっとこちらでは確認できません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 実は、ひたち野西地域の住民から、隣接する市街化調整区域に家が建っているという意見を、私のほうに寄せられました。自分たちは高いお金を出して土地を買っているのに、こんなことが許されるのかということでありました。ひたち野西地域のこの住居を、市は把握しているのかどうかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） ただいまの御質問でございますが、個別の申請案件についてのお答えはできませんが、一般的な基準のみお答えいたします。

市街化調整区域内での農業用施設は、開発行為の適用除外となりますので、許可は不要となっております。また、都市計画法29条で、都市計画区域内において開発しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならないとありますが、同法第29条第1項第2号に、農業、林業もしくは漁業の用に供する建築物はこの限りではないと定めており、適用を受けないことになっております。

以上のとおり、要件を満たせば、都市計画法上も、調整区域内に農業用施設を建築することは何ら問題ないことだと思います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ひたち野西地域の眼籠子という占いの事務所のすぐ先ですね、牛久市中根町グミノキボ492、3、781平米、ここに何らかの建物が建てられているということですが、これは市のほうは把握しておりますか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 先ほど申し上げたとおり、60条証明ですね、これが施設整備課のほうに出しておりますので、それは把握しております。

ただ、それはあくまでも、証明書をこちらで発行したのみでありまして、建築確認は所定の建築、民間企業のほうに届け出を、申請を出すというようなシステムになっております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） その申請は、どういう申請になっておりますか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 建築確認申請でございますが、これは民間の確認審査機関に申請しておりますが、建築基準法の審査でございます、都市計画法上の審査はできません。そこで、民間確認審査機関は、都市計画法の規定に適合していることを証明する都市計画法施行令施行規則第60条の証明を申請者に求めることとなります。申請者は申請し、その証明書の交付を求められます。これが一般に言う、先ほど申し上げました60条証明ということになります。この60条証明を添付しまして、建築確認を民間の確認審査機関に提出するということになっております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） それは、農業用倉庫ですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） そのような内容で提出してあると思います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうしますと、市の発行したこのBの項目に、違ってくるのではないかというふうに思うんですが。この所有者は3名になっていますね。池邊勝幸、克江、大介となっております。全て同じ住所。これは市長の土地というふうに、私どもは判断をせざるを得ないんです。市街化調整区域に建物が建てられ、居住者がいるということ、当然これ、市長の土地ですから、御存じですよ。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 先ほども御説明しましたが、これ、配布の目的はですね、この農業用倉庫とかそういうものではなくて、あくまでも住宅です。住宅として市街化調整区域に、本来建築を抑制している地区に対しての制限、これを満たすことにより住宅が建つということでのこれはチラシでございまして、倉庫は建つとか建たないとかのチラシではございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 質問とちょっと違うんですね。市のほうが出しているチラシ、

Bで下のほうに図が書いてあるんですよ。城中町で家を建てる時はOK、遠山町、牛久町、刈谷町、新地町では全部OKですね。ところが、柏田町はNGなんです。柏田町に住んでいる人は、城中町に建てられないんです。

それで、先ほどの持ち主は、先ほど言いました、市長ですよ。市長ほか2名ですね。この方々は、このチラシからいけば建てられないでしょう。それ、土地計画法云々じゃなくて、おかしいんじゃないですか。

○議長（山越 守君） 施設整備課長長谷川啓一君。

○建設部施設整備課長（長谷川啓一君） 御質問にお答えいたします。

こちらの「うしくnews」につきましては、既存集落といいまして、都市計画法第34条の規定にのっとり説明をさせていただきます。それは、専用住宅に限っての話であって、今議員からの質問の農業用施設については、都市計画法第29条の適用除外を受けております。この内容とは全く関係がございません。これは、専用住宅をPRするための「うしくnews」でございます。農業用施設については、都市計画法第29条において適用除外となっておりますので、民間確認機関から求められる60条証明というものを発行しております。このエリアについては、29条の適用除外について、何ら関係はございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、そうしますと、そこには人が住んでもいいと、電気、ガス、水道、下水道も入れていいとね。

近隣のひたち野西地域に住んでいる人たちからしてみれば、こんな不公平な話はないでしょう。それが、誰の土地だって。市長の土地でしょうよ。こんなことが許されていいんですか。

○議長（山越 守君） 施設整備課長長谷川啓一君。（「静粛にやれ、静粛に」の声あり）

○建設部施設整備課長（長谷川啓一君） 農業用施設でありましても、水道とか、下水道とか、電気を引くことについては、問題はないと考えてございます。（「わかりました」の声あり）はい。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） チラシのほうのCですね、セカンドハウス等ではならないとあるんですよ。私が聞くところによりますと、ひたち野うしくの人ですね、朝、散歩していたそうですが、よく市長と会うと言っていますけれども、これはセカンドハウスになるんじゃないですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 先ほども何度も申し上げているとおり、あそこに許可、確認申請が許可されたものは、農業用倉庫でございまして、住宅ではございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） だから、農業小屋というのは、先ほどから聞いているから知っていますよ。そこに電気、ガス、水道、下水道を入れて、誰か人が住むという。こういうことです、例えば私がやれば違法行為ですよ。撤去しろという話、通知が来るでしょう。農業用倉庫じゃないでしょう、人が住んで。私が行ったときは、屋根つくってましたよ。工事人が入って工事しています。完全に人が住むためのものですよ。こういったことを、牛久市の最高責任者がですね、やっていいことじゃないでしょうよ。どうですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 農業用倉庫の概念というものがちょっと、こちらのほうと行き違いがあるかと思うんですけれども、当然、屋根もありますし、壁もありますし、床もあります。そこに水も引きますし、当然トイレも使う、使えば下水は流します。ですので、下水を引いて、水道を引いて、電気を引くことに対して、何ら問題はないと思います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 一般的にはそうかもわからないですよ。ひたち野うしくの西の人たち、ひたち野の人たちが、どういう気持ちになるかということですよ。ひたち野うしくの人たちはね、高い土地を買って、家を建てているんですよ。それをですね、調整区域にですよ、市長が市長の土地に建物を建てて、電気、ガス、水道、下水まで入れてね。そういったものは農業倉庫だって、入れたって構わないと言うかもわからないけれども、一般市民のひたち野の人たちにしてみれば、こんな不公平な話はないですよ。こういう不公平な政治をやるのが牛久市なんですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） まあ、何度も申し上げたとおりですね、先ほどから市長の名前が出ていますが、こちらのほうの申請書には、市長の名前は一切上がってきておりません。上がってきておりませんし、農業従事者の方があそこに農業用倉庫を建てたいということでございますので、こちらのほうでは60条証明を添付して、確認申請という形になった次第でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 最後に、市長にお尋ねします。

この事実を明らかにして、教育委員会で3種類、チラシ出ました。まあ、いろいろそういった形でチラシを出してですね、事実を明らかにして、市民に知らせる、私はそれはすべきだというふうに思いますが、市長はどう思いますか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員に申し上げますが、ちょっとね、上っ面の薄っぺらな知識でやっているから、そういうようなことを一生懸命問題にしようとしているみたいですけども、あそこの土地は、うちの死んだおやじが昭和の30年前後に買った土地で、もう60年以上の前の土地で、その当時から竹林になって、その60年間ぶんながってんの。あそこの造成したときも、周りから、竹が邪魔でしようがない、何とか切ってくださいと。ですから、あそこ、区画整理地内から2メートルぐらいセットバックして、あれ、不動産業者が切っているの。

それで、ここだから、まあ、個人事ですからはっきり申し上げますけれども、私には自宅がないの。今住んでいる自宅は、みんなうちのお母ちゃんの名義なの。嫁さんもらっているけれども居候と同じで。ということは、私はあそこの土地にね、子供なり孫まで、あそこの土地にちゃんと線引き以前から持っている調整地域の土地ですから、50戸連たんも建っていますから、調整区域にちゃんとうちの子供まで、建築許可がちゃんと建つんです、自宅やって。

そういう、ちゃんと法的に何も問題ないようにしておりますし、今回はたまたまいろいろな事情があって、緊急にせがれがあそこで家を、家というよりも倉庫を建てなくちゃならないということで、別のところにあったトレーラー、コンテナを2つ、コンテナハウスを移動して、それで屋根が雨漏りしているから屋根をつくって、そして周りでもってもう竹林だらけですね、竹が密集してどうしようもないところを、少し日を入れるために竹を切って、それでコンテナを20個、中に入れて、いわゆる燃料になるように切ったりしているだけで、今誰も居住していませんよ。居住しているって、誰言っているんですか。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私も、朝7時ごろ行きましたけれども、白い車がとまっていました。これは、誰かの選挙のときに使うような車だったみたいですが。

それとですね、市長が家を建てる、だから云々。先ほどの部長の答弁だと、農業小屋だって言っている。市長は、住むために建てると言った。これ、全然合っていないですよ。どういうことですか。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） あそこの許可に……、許可、許可は不要ですが、あそこの確認申請につきましては、あくまでも農業用倉庫でございます。居住、一般住宅ではございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 今の市長の答弁だと、私は家を持っていないと、だから家を建てるんだみたいな言い方ですよね。これは全然、その言っていること、全く合っていないですよ。

私が言っているのは、幾ら自分の土地であろうと、確かに昭和36年に池邊忠男さんが購入したというのは、登記書に書いてあるからわかりますよ、それは。それで、お父さんが亡くな

られて、相続で3名の名前になったわけですよね。それもわかります。

しかし、そういうところに、造成区域にですね、まがりなりにも農業倉庫という形で家が、人が住めるようなものをやるということ、牛久市の最高責任者がやっているのかどうかということなんです、問題は。「そうだ」の声あり）これは大きな問題なんです、これ。だったら、いろいろ名前変えて、我々だっているいろいろな調整区域に家建てられるって話でしょう。そんなこと、私ら、できるわけないです、それは。違法行為、脱法行為ですよ。法の網をくぐってつくっているというふうにはか思えないんですよね。

まあ、この市長は、もう答弁はわかりました。部長、再度お尋ねします。

○議長（山越 守君） 施設整備課長長谷川啓一君。

○建設部施設整備課長（長谷川啓一君） 今、建っているものは、農業用倉庫です。

先ほど議員がおっしゃっていたB欄の3つ目のところに、線引き以前からその土地を所有していた親族から、相続等により取得した場合というのがございます。先ほど、私のほうでは確認しておりませんが、36年からお父様がお持ちだということで、仮にあるとするならば、牛久市の線引きは45年11月25日でございます。それ以前からお持ちだということであれば、それはもしかすると建つ可能性はあります。それは、その線引き前からお持ちの方に有利な条件ではございますが、もちろんその方だけの話なので、それが不公平かどうかというのはわかりませんが、条件としては、将来はそういうこともあろうかと思えます。

今建っているものは、農業用倉庫でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 1つ補足します。

先ほども、私のほうから何度か申し上げているとおり、市長のほうからの申請がこちらのほうに上がってきたという事例は一切ございません。ございませんので、市長が住んでいるとかそういう問題では、こちらのほうでは把握していませんし、上がってきているところもございません。違う方の名前で、60条証明をこちらで発行し、建築確認を取って、正当な理由で法的にクリアして住んでいると。ああ、住んでいる、失礼しました、法的な理由で建っていると、基、建っているということでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私がですね、例えば私が持っている調整区域の土地に、小さな物置も、建物も建てられないんですよ。これが法律によって決まっているんですよ。それをね、農業倉庫だからいいという、そういう担当課の、まあ、部長も課長もそうですね、農業倉庫だからいいと。

私はね、確かに調整区域に物置建てたり、車庫建てている方も何軒かおられるし、撤去され

たという話も聞きません。しかし、私が言っているのはそういうことではなくて、市の最高責任者ですよ、こういった、市民に疑いを持たれるようなことをしていいのかということなんですよ。担当課のほうでは、もうさっきから農業用倉庫だ、農業用倉庫だと言っている。ところが、あそこに人が住んで、市長に会った人もいるというわけだから、誰が住んでいるかというのは大体検討つきますね。白い車もとまっていたしね。

ですから、そういったことでいけば、近所の人たちは見ているんです。これは不公平だろうと言っているんです。それをやっているのが最高責任者だと、ここに問題があるだろうということなんですね。担当課のほうとしては、そこら辺のところをしっかりと調査されるなり何かして、絶対に違法行為でないという見解を「うしくnews」で出してください。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） あくまでも、都市計画法並びに建築基準法、これを、法を遵守したやり方でこちらのほうでは整っておりますので、この件に関しては何ら問題、違法性はないということで再度申し上げたいと思います。（「ニュースには出さないということ。ニュースは書かないということですか」の声あり）

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 物置を建てられますというニュースは、今のところ出す予定はございません。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員に申し上げますが、あの建物は、私が選挙のときに使った、あれ、トレーラーハウスじゃなくて、あれはコンテナです。コンテナハウスですよ。それを持ってきて、屋根が雨漏りしているから屋根直して建てて、それで使っていると。いや、あそこで何日間かは泊まったことがありますよ。あそこから歩いて帰ったりして、近所の方とも会ったり、挨拶したりもしましたよ、別に。だけど、私はあそこに居住しているわけじゃない。（「でも、車とまっているでしょう」の声あり）いつ、いつ、いつとまっていると思いますか。そういうね、合法的にちゃんと全て許認可も取って、うちのせがれがやっていることで、そのことについてね、議会で騒いだらどうするんですか、あんた。これ、何も問題ない、合法的なこと、いろいろ騒いでどうします。逆に聞きたいですね。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 最後にですね、答弁は要りません、あくまでも農業小屋でやるからいいということでは言われていると。しかし、近所の人たちは、そうは見えておりません。まあ、それはそのうち結論が出るでしょう。

以上をもって、一般質問を終わります。（「解決した」の声あり）

○議長（山越 守君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） 明日29日と30日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、明日29日と30日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後3時15分散会